令和3年12月愛荘町議会定例会会議録

令和3年12月3日(金)午前9時00分開議

議事日程(第2号)

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第55号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 3 議案第56号 愛荘町体育施設の指定管理者の指定につき議決を求めるこ

とについて

日程第 4 議案第57号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)

日程第 5 議案第58号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第

2 号)

日程第 6 議案第59号 令和3年度愛荘町下水道事業会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6

追加日程第1 議案第60号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)

追加日程第1 議提第15号 愛荘町議会改革条例の一部を改正する条例

出席議員(14名)

1番澤田源宏君 2番 村 西 作 雄 君

3番 森 野 4番 西澤 桂 一 君 隆君

定君 6番 髙 橋 正 夫 君 5番 村 田

7番 外 川 善 正 君 8番 徳 田 文 治 君

9番河村善一君

10番 吉 岡 ゑミ子 君

すみ江 君 12番 竹 中 秀 夫 君 11番 瀧

13番 辰 己 保 君 14番 伊 谷 正 昭 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

長 有村国知君 町 長 中 西 功君 町 副 教 育 長 徳田 寿君 教 育 次 長 上林市治君 福祉政策監 総務政策監 青木清司君 森 まゆみ君 兼ワクチン接種推進室長 経営戦略課長 みらい創生課長 西川傳和君 生駒秀嘉君 公共施設最適配置推進室長 久保川瑞穂君 税 務 課 北村章夫君 長 くらし安全環境課長 水谷徹也君 住 民 課 長 阪本 崇君 福祉 課長 田中孝幸君 健康推進課長 木村美紀君 子ども支援課長 北川三津夫君 農林振興課参事 山本拓也君 商工観光課長 藤野知之君 建設・下水道課長 羽田順行君 学校教育担当課長 生涯学習課長 辻 裕樹君 陌間秀介君

事務局職員出席者

議会事務局長 徳田郁子 書 記 伊谷一真

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

〇議長(伊谷正昭君) 皆さん、おはようございます。大変御苦労さまです。報告をいたします。楠農林振興課長より欠席届が出ておりますので、報告をいたします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

〇議長(伊谷正昭君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〇議長(伊谷正昭君) 日程第1 一般質問を行います。

昨日12月2日に引き続き、4名の一般質問を行います。順次発言を許します。

◇ 辰己 保君

〇議長(伊谷正昭君) 13番、辰己 保君。

〇13番(辰己 保君) 皆さん、おはようございます。私、今回12月議会の一般 質問は3項目について質問を提出させていただいています。

では、一般質問をさせていただきます。

まず1つ目に、彦愛犬広域ごみ処理の考え方と処理施設について質問を行います。

6月議会では、荒神山に道路を設置することによって、山としての自然保持を維持してきた形態を壊していいのかとの視点から質問を行いました。改めて、荒神山の麓での処理施設そのものが問題になり得るのではないかと、情報収集によって考えたところです。ごみ処理施設の在り方に対する私の考えは燃やせるごみを最大限に減らすということです。その視点を持てば処理施設の大型化に固執することは不必要になり、設置場所においても検討しやすいのではないかと考えています。

そこで質問の1つに、地球環境の危機、COP26会議は世界問題として位置づけています。町長、まず各市町のごみの減量化に取組とその実績を持ち寄るべきではないでしょうか。現在搬出しているごみ量を5%に減らす計画はされていますが、50%に減らす手だてはないのかなど、湖東衛生管理組合及び彦愛犬広域行政組合で協議されていないのか、答弁を求めます。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 町長。
- ○町長(有村国知君) 現在1市4町においては、ごみ分別方法統一化等検討委員会の中で、一般廃棄物処理基本計画策定及び新ごみ処理施設に向けたごみ分別統一化、 ごみ減量目標、ごみ減量施策等を検討しています。

また、令和元年度の実績を最新データとした過去5年間の各市町のごみ総量と、総合戦略人口ビジョンの将来推計を基に試算し直した将来ごみ量を用いて、令和11年度の新ごみ処理施設供用開始を視野に入れた一般廃棄物処理基本計画の策定作業を進めており、燃やすごみ、粗大ごみ及び燃えないごみの減量目標として、令和13年度までに令和元年度実績から15%削減することとしています。加えて、現在におけるごみ減量施策においては、食品ロス削減やレジ袋削減、古紙類の資源化等、リサイクル可能なものに関して資源化に努めております。

御指摘のように、減量化に向けた取組は、住民や事業者に対する働きかけ、新ごみ施設における新たな取組を、関係1市4町において引き続き議論を重ねてまいりたいと存じます。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 辰己 保君。
- **〇13番(辰己 保君)** 前回は5%とたしか答弁されていて、15%に努力するということは、また一歩前進した、僅か半年というか、三月ほどの間にそういう変化が起こっているということを考えれば、50%をどうするかということがやはり正面に据えていけるんじゃないかというふうに思います。

答弁で、住民、事業者との努力というところで答弁されているんですが、大事なのは本当に減らしていくというところで、何が課題になってくるのかということが大事になってきます。

それで私はいま一度、要するにリバースセンター、湖東衛管で取り組んでいるごみに対しても、今、搬出先を見つけ出すのに本当に苦労している。だから、やはり現状でも、ごみはもっともっと減らす努力をしなきゃならない。1市4町ではなくて、4町でも努力をしなきゃならない。そうしたところを考えたときに、ごみを減らすところで再度、課題は何なのか、改めて聞いておきます。

- 〇議長(伊谷正昭君) くらし安全環境課長。
- **〇くらし安全環境課長(水谷徹也君)** 課題といったことでございます。

やはりごみの減量化の一番の課題につきましては、議員御指摘のとおり、全体の約

8割を占めております可燃ごみをいかに減らすことであるかといったことを考えておるところでございます。これにつきましては、昨年度の一般廃棄物の実態調査で算出されているものでございます。これからはこのごみに対する意識を変えていき、また、ごみは資源になる、また、もったいないといった精神のもとで、人にも地球にも優しい環境づくりが大変重要であるというふうに考えております。

また現在、私どものほうで取組をさせていただいております部分についても少し触れさせていただきたいというふうに思いますけれども、現在、当町におきましては、家庭用のごみの減量化に対する取組といたしまして、生ごみ処理容器設置補助金交付要綱に基づきます補助制度のほうを実施のほうをしておりまして、自家処理への関心を高めるとともに、ごみの減量と再資源化を推進することを目的としております。

加えてソフト面といたしましても、ごみの分別、ごみの区分と出し方の冊子のほうを全戸配布しておりますし、また、町のホームページから公式LINEのほうに御登録を頂くことで、ごみ出し検索ができます、県下初でございますけれども、自動応答機能のほうを整備をしております。

また、4R推進への協力なり、飲食に伴う3010運動への御協力チラシ等を作成いたしまして、住民さんや事業所がごみ袋を購入に来られた際にお渡ししていることや、事業所に対しては企業訪問等にも依頼をしておるところでございます。

今年度の広報5月号におきましても、水分ひとしぼり運動といったことで掲載もさせていただいております。この水分ひとしぼり運動につきましては、生ごみを各家庭で一絞りすることでごみの減量化につながり、台所やごみステーションの悪臭を軽減をするといったものでございます。生ごみの約40%、こちらにつきましては水分で、1世帯1日50グラム減量によって、町全体1年間で約105トンのごみが減量されるといったことでございます。今後も引き続きお願いをしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

〇13番(辰己 保君) 両広域行政の管理者である町長がどういう考え方を持ってくれるかによって、やはり各広域行政も、事務方も検討に入ると思うんですよ。ですから非常に大事で、今、結局答弁はもらったりしていても、結局は末端。使用者、事業系であろうと何であろうと、結局末端での議論になっているんですよ、ごみの減量化をどうするかというところに。

だから、事業系ごみをもっとどう減らすかということ、食品ロス、当然それでいいんですよ。大事な議論は、大事な論点なんですよ。しかし大事なのは出てくるところ、そのごみの源になってくるところ。その問題が、国でも結局は3Rとか言いながら、そこに踏み込めていないんですよ。

町長、そこのところをどうするか、当然リサイクルが大事になるし、でもリサイクルをもっともっと突き詰めていかなきゃならない。だから半減していくことが本当に、議論によって、もしくは本当に皆さんが想像することによって減らしていけるというふうに思うんです。

町長、もっと国に対して、要するに製造者責任というところをもっと求めていくと。 もしくは現在であったら、要するに湖東衛管、広域行政組合の管理者が国に向かって 発信する。今、彦愛犬であってもいいわけですよ、それを県全体でどういうふうに発 信していくか、こういうことを取組をされていかないかん。そういう進言をするんで すが、町長の考えをお聞きしておきます。

〇議長(伊谷正昭君) 町長。

現在私たち、こうやって議会とか行政という立場で様々な施策をどのように進めていくかというところを考えていく部分なんでございますけれども、実のところ結構、今の消費者というのは非常に環境への意識が高く、また環境への配慮ができている製品、また企業からの購入を非常に進めていこうというふうに、かなり若い方々は切り替わってきているなというふうに感じております。

例えば若い世代がよく履かれるスニーカーであったりとか、いろんなアパレルであったりとか、あと、また近年では車であったりも含めて、その商品、その製品が作られるに際してどれだけの環境負荷を与えているか、もしくは環境負荷を低減できているかというのが商品に今、かなりひもづけられるような時代にまでなってきておりますので、そういう点では、その意識は若い方々が非常に高まっているというところがございます。

それを私たち、そういう責任ある立場をお預かりしているメンバーが、より広いものとしてそれを捉えていくように後押ししていくということが大変重要になってきて

いるんだろうなというふうに思っております。私たち自身の意識が若手にもっともっと追いついていく必要もあるんだろうなというふうにも感じておりますので、それぐらい今、ごみであったりとか環境負荷であったりというのが低減するということが、いろんな施策のかなり上位に組み込んでいかねばならないというように、様々な施策において改めて入れていかねばならないなというふうにも感じておるところでございます。

その大事な部分として、私たちができるところは何かということを考えますと、ごみの減量というときに、じゃあごみって何だというふうに改めて足元を見てみるということも大事かなというふうに思っておりますので、ごみを構成しているものは私たち最終消費者が求めてしまったものであるということも現実だとも思います。今、いろんな物事が結構小さい、高額なものに結構なっていたりとか、いろんな電子デバイス等々も含めて、携帯電話の小さな部品とかいうのも、小さな部品でそれが結構高いいうときになったときには、それを梱包する包装資材が結構大きなものになっているなんていうような、若干褒められないような状況もいろいろございますし、また生活の部分でいうと個包装、大家族でみんなで御飯を食べてという時代でもないでしょうから、そういう点ではいろんな部分が個包装になってきているということもあったりするかと思います。

けれども、一つ一つのプロセスを見ながらいろんな部分を減量できるということは 事実だと思いますので、それを具体として、私たち消費者がもうちょっと突き詰めて いけるように啓発、情報提供というところをしていきたいなというふうに思っておる ところでございます。

〇議長(伊谷正昭君) 辰己 保君。

〇13番(辰己 保君) 深掘りをちょっとしていただいて、町長の今のその答弁を聞かせていただいて、まだ15%よりも下げられる道がある、探れる、町長がその思いをしっかりと管理者組合でテーブルに置いていただくと。それは、私は管理者みんなが共有できる、今の答弁は、そういうふうに思います。

ほんで、今若い人が本当に関心を持っていただいている。その大きなきっかけは、 間違っていたら申し訳ないです、スウェーデンの彼女、少女が、本当に1人でその問題を研究し、小学生のときから、それを問題意識を持った。それが世界に発信されて、 若い人たちが世界の呼びかけとして立ち上がった。そういう流れがあるから、今、若 い人たちが関心を持っている。ですから、今、若い人が関心あるんだという答弁をされたんだと思うんですよ。そういう経緯を大事にしていく。大事にしていくには、行政が預かる者として言われたので、一歩踏み込む。でも確かに、今言われたように、食品衛生法等々があって、個包装がされざるを得ない環境は一面あります。ですが、そこで何が必要なのか、まだまだ研究できるだろうし、そこはやはり管理者として、関わっている職員にやはり檄をしていっていただく。そのことが今一番大事になってきました。

今、そういう取組を前向きに考えていきたいという発信だろうというふうに前向きに捉えておきますので、ぜひとも広域等々、関係あるところでやはり発信していただきたい。また県の寄りがあったときでも発信をしていただきたい。

そのことが本当に今、運動、地方から声を上げていくことが本当に大事になってきました。それが2030、またはCOP26の応えていく行政としての姿勢ではないかなというふうに思います。そのことを訴えて、取りあえず減量化に頑張っていただきたい。我々も取りあえずは、今やれることは各家庭、町民がそこに問題意識をもう一度、持っていただいているんですが、階段をもう少し上げていただく。その努力を行政のほうからお願いして、次の質問に移ります。

次は、現在の建設計画地である荒神山の麓について質問を行います。

彦愛犬広域行政組合管理者は環境アセスの報告が出るまでに結論を出すと聞き及んでいます。環境アセスを待つわけにはいきませんので、質問します。

建設予定地は沼地といいますか、湿地帯と聞いています。建設に際して地盤改良が必要です。どのような地盤改良を行われるのか、基礎工事と併せて答弁を頂いておきます。

- 〇議長 (伊谷正昭君) 町長。
- **〇町長(有村国知君)** 今ほど御質問いただきました部分に関しましては、担当課であります、くらし安全環境課長から御答弁を申し上げてまいります。
- 〇議長(伊谷正昭君) くらし安全環境課長。
- **Oくらし安全環境課長(水谷徹也君)** 建設候補地におけます軟弱地盤対策につきましては、現在、造成等基本設計において検討しておりますが、造成盛土の再検討が必要となり、今年度から2か年で造成等実施設計業務を行い、さらなる検討を彦根愛知 大上広域行政組合において実施することとされております。

現時点における考え方につきましては、盛土による造成部分は一般的な手法であります圧密沈下工法とし、盛土の四方は、当初の擁壁構造から景観的配慮としてのり面仕上げを検討していることから、滑り防止のため、のり面下部分には地盤改良を実施する計画と聞き及んでおります。

建築基礎におけます地盤改良等の検討につきましては、令和6年度をめどに実施予 定しています建物実施設計において検討することから、現時点における答弁は差し控 えさせていただきたいというふうに思います。

また、御指摘の建設候補地の現状につきましては、従来から農地であり、軟弱地盤といった課題についても、あらゆる結果を踏まえた上で地盤改良等を実施することにより、現候補地で施設建設は可能との判断に触れており、そのように理解をしております。

〇議長(伊谷正昭君) 辰己 保君。

〇13番(辰己 保君) 結論的に言えば、2か年かけて検討、結果を示していくという答弁だろうと思うんです。でも本当に、この愛荘町の町議会も含めて、どんな地域なんだろう、どんな地層なんだろうということは、今や彦愛犬広域行政組合に任せているという状況だと思うんです。だから2か年ほど。

しかし調べた結果、こうした非常に軟弱というのが、単に軟弱という言葉で済ませられない。すり鉢状の中にそうした軟弱地盤が年月を経て堆積されている地層であるということが分かってきました。こうした地層の中で、結果として私自身が聞いているところによれば、結局くい打ちを30メートルから50メートルをしていかなきやならないということなんです。でも、30メートルから50メートルのくい打ちをしても、基本は軟弱なので、どうするんだということになってきます。くいを打てばいけるのかということです。

だから私は、本当にもう少し、答弁は差し控えるという答弁ですけども、実際問題、本当に任し切れるだろうか。私は先ほども言いましたように、6月議会にも、道路1つ造ることによって荒神山の流水、それがどういう変化を起こすのかということを聞きました。その結果、聞いていると、道路は、そのトンネル道路は造らないというふうに変わってきたらしいです。ですから、やはり問題提起をすることによって変わっていくということです。

今聞いていると、盛土です。盛土の下はコンクリートを打つということです。要す

るに盛土を、崩れを止めるためのコンクリートを打つという答弁ですので、じゃあ荒神山の地層からして、その流水は、今現在流水がしているわけですから、その流水することによって荒神山の山という自然を守っているわけですよ。今度、それが遮断されてくるわけですよ。遮断もしくは遮蔽されるということですよ。遮蔽しないんだと、要するに盛土にして、その下だけをコンクリートを打つので止めることはないと。じゃあ、止めることがなければ、その下に水は潜っていくということです。じゃあ、軟弱地盤に水は入っていくということですよ。この現象をどのように考えられるか。

管理者会議で当然、町長、管理者会議でそういう地層に対しての議論はあったと思うんですよ。深く議論があったかどうかは分かりません。しかし、こういう地層なんだという提案があって、どうなるんだろう、地盤改良はどうするんだという話はもう出ているだろうと思うんですよ。そこら、この地盤に対する見識といいますか、それに対する地盤改良ですわね、そういうところの管理者会での協議はあったのか、なかったのか、答弁を頂きます。

〇議長(伊谷正昭君) 町長。

○町長(有村国知君) 西清崎というところの、これから広域での焼却場を建設をしていくというところでございますけれども、この1年ぐらいで地盤改良のことということを具体として管理者会でディスカッションしてということではなかったのでございますけれども、この西清崎だというところに固まってくるに際して、地盤改良をしっかりとやっていくというところ、地盤としての基礎くいがしっかりと刺さっていくというところに関しても問題はないということ、地盤改良がしっかりとなされていく、それだけの土木工事ということもできるということで共通の理解としてこれまで進んできているものでございます。

〇議長(伊谷正昭君) 辰己 保君。

○13番(辰己 保君) 地盤改良でできると。この調査をしている中で、情報が次から次から入ってきたんですが、一般質問を出してから、先ほど言いましたくい打ちは30メートルから50メートルのくい打ちで、というのは、そのくい打ちは結果として建物本体の下のくい打ちであって、あとの面については要するにくい打ちではない

だから、これははっきりと言われているんですが、要するに軟弱地盤の上に進入道路とか、進入というのは施設の進入道路、もしくはもろもろの物が造る。そして本体

工事以外となれば、リサイクル庫もそうなるのかもわからない。だから、そういうなのを含めて、置場がそういうくい打ちなしで建設が進む。軟弱の上に立つので、結果として、こちらを押さえればこちらが浮くということが言われています。そんな状態で建設が進められる。

これも含めて、こうした議論が多少なりと、広域行政の事務方からそういう管理者 会に報告がないのかどうか確認をしたいと思います。

〇議長(伊谷正昭君) 町長。

○町長(有村国知君) 管理者会の報告、事務方からの報告という部分に関してでございますけれども、かつて私も絵というか、地層がいろいろと描いてある図式ということは見させていただいております。

その上で、ボーリングを様々にした上で、しっかりと保持層というところまでしっかりくいということは、もちろんアンカーできるというところでも報告を受けておりますし、こういう類いの土木工事というのが、荒神山の麓が日本の土木技術において初めてというわけでは当然ないというところで、様々な知見やノウハウや工法ということは当然存在しますので、その部分を鑑みても、これは当然できるというところの判断に触れておるものでございまして、そういうような共通理解を皆が持っておるものでございます。

〇議長(伊谷正昭君) 辰己 保君。

○13番(辰己 保君) 日本の技術において、こうした地層の上に、こうした14 0トンか、そうしたごみ処理施設を造っていくとかいうのは、日本の技術において不可能でないと。私もそりゃあ、日本の技術において不可能でないと思いますよ。日本の技術においてね。

しかし、私が言いたいのは、じゃあそれだけの改良を、地盤改良をすれば、どれだけのお金がかかるのという話になっていきますよね。だから、できるけども、限られた中でどうするのかという話でしょう。じゃあこれ全部、すり鉢状の地形を固めてしまうと。固めても私はいいんですよ。固めたとしたら、私が言いたいのは、荒神山の流水はどうするんだという、その課題は全然解決してないですよということですよ。解決しないで、施設内のところで議論が進んでいる。後、何が起こってこようと、要するに荒神山そのものが、町長も知ってのとおり土砂災害区域とか、そうした区域に一部かかっているとかいうのを、それを拡大してしまう。そういうふうな状況のこと

が見えているので、技術としてはいいですよ、じゃあ荒神山の自然をどう守って、その技術を生かしていくのか。私はとにかく、荒神山の水をどうするんですかということですよ、常に言っているのは。

ですから、もう一度聞きますが、荒神山が持っている自然の流水、地下水といいますか、そうしたものの水をどのように、要するに2次災害、そういうものが起こらないような、そうした方策を、今初めて知ったんでしたら、私の提案で考えられるんでしたら、町長なりに、現時点で結構ですから、答弁を頂きたいと思います。

〇議長(伊谷正昭君) 町長。

○町長(有村国知君) 辰己議員自らもやっぱり水の処理というか、もちろんいろんな今までの歩んでこられた人生のキャリアからしても、やっぱりそういうところの部分含めて水の処理というのは多分大事なんだよということをおっしゃってくださっているんだと思います。

実際の工事で、これは建設を進めていくに当たっては当然、様々な自然現象への対処というところは当然検討をしていく大事な部分である、なおかつそういうところを考慮に入れないで設計図面ができるわけでは当然ないというふうに思っておりますので、これが長期にわたってしっかりと稼働していく、また、自然とのしっかり共存をしていくという部分は大変肝要でございますので、それらということを当然考慮の中に入れた、これからの歩みをしていくというものでございます。

〇議長(伊谷正昭君) 辰己 保君。

〇13番(辰己 保君) 地盤改良が次の質問とも兼ね合うので、ちょっと3つ目の質問に行かせていただきます。

建設予定地は、先ほども言いましたように、土砂災害区域が含まれているんです。 そうした中で、今言ったように、その対策をどのように考えているかということになってきます。先ほどの質問と一緒で、地盤改良と一緒で、これは連関しているわけです。それで、土砂災害区域にアクセス道路、これは私自身が一般質問を出して以降、アクセス道路はここの荒神山の当初計画は断念するということが聞かされました。

それで、私はそうした地域での、今言いましたように、自然災害の対策をもう少し 深掘りをしていただきたいという思いから、本当にこの対策は真剣に取り組んでほし い。そのところをどのように、今、改めてお尋ねをしておきます。

〇議長(伊谷正昭君) 町長。

〇町長(有村国知君) 現在、建設候補地における北西側の一部が土石流危険渓流区域に指定されておりますが、指定箇所には重要施設を整備しないこと、また、土止め効果を有する盛土を整備することから、影響はないと判断されております。

また、アクセス道路計画については、当初予定していた山側ルートから再検討がなされ、現在山裾から離れたルートより進入する計画となっています。よって、土砂災害区域にアクセス道路を整備することはなく、安全面を考慮した取付道路の検討が進められているところです。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 辰己 保君。
- ○13番(辰己 保君) 結果として、全体として連関していきますので、要するに地層、軟弱地盤の上に建設、要するに処理施設を造っていくということにおいて、どうした問題が起こってくるのかと。当然そこに取付道路等々も含まれ、先ほども言いましたように、要するに本体工事のところはくい打ち工法を用いてしっかりと支えていくということが、計画は一応、現段階ではそういう考え方が持たれているということがあります。先ほどの質疑の中で、全体として、結果として、じゃあ本当にこの総工事費ってどれだけかかるんだということになってくるわけですよ。

だから、4つ目の質問になるんですが、本体施設に耐え得る基礎工事、これは今言っているようにくい打ち工法等々で支えていくでしょう。その全体の施設を造る上での地盤改良工事、そうした問題と、今、盛土も含めてですが、本体・付帯工事、こうした処理施設に必要とする総工事費が私自身も見えてこないんです。これは後では、後出しじゃんけんではいかない問題だと思うんですよ。ですから、おおむね管理者会議でもどの程度の工事費が見込まれているのか、そこのところをお聞かせ願いたいと思います。

- 〇議長(伊谷正昭君) 町長。
- **○町長(有村国知君)** 現時点における新ごみ処理施設整備基本設計では、維持管理 運営費を除く施設整備費を約200億円と推計されています。

令和3年度より新ごみ処理施設整備に係る造成等実施設計業務を実施する予定であり、より詳細な軟弱地盤対策や雨水排水対策、造成高等の再検討を行う必要性から、現時点における概算費は流動的であり、改めて彦根愛知犬上広域行政組合よりお示しされることと認識しています。

また、建物基礎部分につきましても、さきに答弁させていただいたとおり、令和6

年度をめどに実施予定としている建物実施設計において細部の検討を実施すると聞き 及んでおります。

〇議長(伊谷正昭君) 辰己 保君。

○13番(辰己 保君) 今、答弁ではっきりしたように、この新しい処理施設建設をする上で、200億円は今言われたように根拠を持っています。しかし、それに付随した工事はこれからなんですよ。建設そのものをまだまだ、令和6年度をめどにどうするか。建築物自身もプラント会社、契約してからプラント会社の声を聞いて地盤改良はするということを言っているんですよ。じゃあ一体どれほどの予算を投入していくのか。

竹原のときには、要するに断層に挟まれた施設という問題がありました。今度は軟弱地盤で、本当にこれをしっかりとした施設に造っていこうとすると、どれだけの費用がかかる。本体部分はしっかりした、しかし周辺部分はぶかぶかだと。だから、それが沈下することも予測しているんですよ、固めていくということで、自然沈下を。自然沈下によってどれだけの投資が要ってくるんかということが予測できないんですよ。こちらが傷めば、こちらを直せば、こっちがぶかる。ぶかれば、またこっちを直す。こうしたシーソーゲーム的な状況が推察できるんですよ。こうした地盤なんだということです。

同時に、この地盤の上にこういうものを造りながら荒神山の自然を、今言うように 流水をどう食い止めるのか、施設内に入れないために。そうしたことも全然検討され ない。表に見えるところばかりを議論しているということになる。

私はこういった施設を、この施設はやはり、それが、アクセスが出るまでに決定するというわけですよ、今、候補地を。処理施設として決定したいと、決めたいということを言っているわけで、私はこんな事態で決めるのはけしからんと思う。もう少し詳細に、何かもっと分かる、町議会から出ている議員さんもそこのところをもっと深掘りして、本当に愛荘町民に説明責任を果たせる、そうした資料をやはり広域で出してもらう。出してもらわないとやはり決定をさせないというぐらいの姿勢で広域議会に臨んでいただきたいというふうにお願いを申し上げておきます。

いずれにしても、この軟弱地盤、地盤改良は大変です。しかも聞いている範囲では、 流水をしてくるところに対して、時間を置いて固めていくという、そうしたことも一 応専門家からは聞いて、そういう工法もあるということを聞いているらしいです。し かし、そんな次から次からいろんな工法、いろんなやり方、要するに青天井で、予算が青天井になっているこうした取組は一旦立ち止まってみる。そして、先ほど当初に言いました、ごみを減量化することによって施設をコンパクトにしていく、そのことによって立地場所が探しやすくなる、見つけやすくなる。こうした好循環をつくり出すという、この考え方を持っていただいて、このことを訴えて次の質問に移りたいと思います。

次は、国民健康保険税の子供の均等割課税について質問を行います。

国民健康保険の子供の均等割課税が、就学までの子供の均等割を半額に軽減されることが、さきの11月10日の議員全員協議会で報告されました。子供の均等割課税が就学前までの子供に軽減されることは、今まで課税の廃止を求めてきた私としては、やっと踏み込んで来てくれたかとうれしく受け止めております。

ただ、所得のない子に課税することは、税法上からも到底考えられないことは言うまでもありません。そこで、なぜ所得のない子供全員を対象にしなかったのかを答弁を求めます。

〇議長(伊谷正昭君) 町長。

〇町長(有村国知君) 本件につきましては、以前の議会においても御質問を頂いているところですが、国保税について、所得のない子供にも均等割が課税され、子供の数が多いほどその負担、その世帯の負担が大きくなることについて、子育て支援の充実を推し進める観点から、この仕組みの見直しに関し、町村会や知事要望等で国に対し要望を行ってきたところです。

そして、このたび国において、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康 保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から未就学児の均等割 保険料の軽減措置が講じられることとされたことから、当町においても軽減措置を導 入することとしたものでございます。

国保制度は、我が国の医療保険制度を支える基盤として国がその制度設計を担っており、子供に係る均等割の取扱いについては、市町や県による独自の取組によるべきではなく、国として制度化されることが必要であると考えます。

〇13番(辰己 保君) 簡単に言えば、対象にできないのは、あくまでも国がそういう方針を出して法律等を、関係法令を変えて執行するということなので、その制度

にのっとって本町もやるという答弁になっていると思います。

私は、そこはそこで、当然国の動きですので認めるとしても、やはりここが大事なんです、町長。所得のない子供に課税をしていること自体がどうなんだということで、そこの見識を町長がどう思っているかですよ。まず、そこをお聞きします。

- 〇議長(伊谷正昭君) 町長。
- **〇町長(有村国知君)** この件でございますけれども、所得のない子供への課税がど うだというところでございますが、確かに多子世帯、子育て世帯の負担というところ は、これは大きく出るなというところかとは存じます。

そのこと自体は負担としてある、それが是かどうかというところ、ここに対しての 手当てをどうするかというところに関しては、やはり国全体としてのこの制度である というところに改めて立ち戻っていくというものになっておるかというふうに存じま す。

- **〇13番(辰己 保君)** じゃあ、税法上所得のない子供に課税をしている、その状況はどのように認識されますか。要するに子供に、所得のない子供に課税をしている、申告ができない子供に課税をしている、この現実はどのように見られますか。
- 〇議長 (伊谷正昭君) 町長。
- **〇町長(有村国知君)** 所得がないということでおっしゃっていただいておりますが、この国保の制度がそのように構築をされてきているという今までの歩みがありますので、そういう点においては、そのことが是非ということではなくて、そのような背景のもと、それぞれの人頭というところで充てられているものであるというふうに捉えておるところでございます。
- **〇議長(伊谷正昭君)** 辰己 保君。
- **〇13番(辰己 保君)** そこのやり取りをちょっとしているわけにはいきませんので、その2点目について質問を行います。

国民健康保険税の子供への均等割課税が就学前までの子供に半額されたことは、先ほども言いましたように喜ばしいと思います。半額にしたということは、先ほども質疑でやっていますが、課税そのものがおかしいとの認識に立っていただいたのではないかと解釈をしています。

そこで、課税はおかしいを享受されるのであれば、就学前までの子供への課税を廃

止していただくべきと考えます。町単独事業として就学前までの子供の均等割を廃止 されることを求めますが、答弁を求めたいと思います。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 町長。
- ○町長(有村国知君) 平成30年度から、滋賀県が国民健康保険事業の財政運営の 責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業運営の中心的な役割を担っており、 県下の保険料率統一を目指していることや、県内の市町において独自の減額等が実施 されていない現状を勘案いたしますと、やはり国全体でスキームをつくり、国におい て必要な対応がなされるということが望ましいと考えております。
- **〇議長(伊谷正昭君)** 辰己 保君。
- ○13番(辰己 保君) 全体のスキーム、それ自体は現状では致し方ないですわね。 要するに私が言いたいのは、現状というのは要するに、それならば国に向かって、せ めて中学校卒業までの子供に、所得のない子供の均等割を廃止してほしいということ になっていくんですが、今、各市町にそうした就学前までの子供の均等割を半減させ るということなんです。私がここでもう一歩踏み込みたいのは、今言っているように、 就学前までの子供の均等割は、半額じゃなくて全額を町の努力で廃止してしまうとい うことがあっていいと思います。

なぜなら、財源的なことを言いますと、ただ求めているんじゃないんです。要するに国保の基金があるわけですよ。じゃあ、あと250万円、いうたら廃止することによって、300万円の予算を用意していただけたらゼロになるんですよ。ですから、国のスキームじゃなくて、町の独自の考え方として、300万円でそうした矛盾点を就学前までの子供たちには解消できるというふうにお考えにならないでしょうか、答弁を頂きます。

- 〇議長(伊谷正昭君) 町長。
- ○町長(有村国知君) 国民健康保険財政調整基金につきましては、国民健康保険事業の円滑な運営に資するため設置をしております。基金の活用については、予定外の負担増による場合の激変緩和や、県内の保険料統一化に係る負担増により被保険者へ過重な影響が出る場合にこれを活用することで、国保事業の円滑な運営に資するものであると考えております。先ほどの答弁のとおり、やはり国において制度設計されることが望ましいと考えております。

O13番(辰己 保君) 残念ながら、矛盾を容認したままで結局は半減をしていく。要するに国も、私は言葉には出さないけども、おかしいということは認めているわけですよ。じゃあ、おかしければ市町、要するに財政運営で基金の運用はこれなんだと言いながら、既にもう所得割の部分を軽く軽減したり、均等割のところを軽減したり、そうしたことを現実にもうやっているじゃない。それは理由にならないですよ、今言っているのは。国保運営の安定化のためって、300万で影響受けないですよ。やるか、やらないかだけの問題ですよ。300万ですよ。強く、その300万のお金も出せない、子供を救えない、困っている家庭が助けられない、こんなことで私は駄目だと思うし、いま一度正面に据えて、新年度予算で300万を計上して、この均等割をなくすということに進んでいただきたいということを要望して、次に行きます。

時間がございませんので、3つ目の質問に行きます。町民の暮らし支援に関わって 質問します。

総選挙後の国会では子供への10万円給付が物議を醸し出しています。10万円給付はコロナ禍で厳しい生活実態が明らかになったからだと考えます。

町長、愛荘町民も同様です。町長は昨年、国の10万円給付に併せて1万円給付を 実施されました。町長も町民の暮らしが厳しいとの認識を持たれていると推察します。 町長は、令和元年度に学校支援員の時給額の減額、そして介護激励金を月額5,00 0円から3,000円に減額しました。学校支援員費、そして介護激励金を減額した根拠を聞くとともに、国が認めるように生活が厳しくなった状況下で平成30年度の支給額に戻す考えはないのかをお聞きして、質問を終わります。

〇議長(伊谷正昭君) 町長。

○町長(有村国知君) 学級支援員でございますが、小学校において、1年生のクラスに教員免許を所持しない支援員として各1名を配置しているものです。その時給については令和元年度に減額をしております。

その理由ですが、令和2年度から導入される会計年度任用職員制度を見据え、役場で採用している臨時的任用職員について、全体の見直しを行う中で整合性を取ったものです。

次に、介護激励金の減額につきましては、さきの9月議会の一般質問でもお答えしましたとおり、介護保険制度によるサービスの充実や介護用品の開発が進み、在宅での介護環境も変わりつつあることを踏まえたものでございます。

県内19市町中16市町が介護激励金の助成を廃止している中で、愛荘町では介護激励金の支給を続けております。今後においては低所得にある方の経済的負担の軽減が重要課題であると認識しており、それぞれの状態や状況に応じた適切な介護サービスが受けられるよう支援策を講じてまいりたいと存じます。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 辰己 保君。
- **〇13番(辰己 保君)** 時間が来ているので再質問ではないんですが、非常にいろんな言葉を有村町長、言っていただいているんですが、結果として大事なところではなかなか前向きに物事を捉えていただけない。要するに町民の生活に対してどう向き合うかということが、私はこの今回の質問でベースにしたところです。

これで私の思い、時間が来ていますので、一般質問は終わらせていただきます。

○議長(伊谷正昭君) ここで暫時休憩をいたします。10時15分まで。すみません、10時10分まで。

休憩 午前 9時54分 再開 午前10時10分

- **〇議長(伊谷正昭君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。
 - 一般質問を続けます。

◇ 瀧 すみ江君

- **〇議長(伊谷正昭君)** 11番、瀧 すみ江君。
- **〇11番(瀧 すみ江君)** 11番、瀧 すみ江、一般質問を行います。私は4項目 について一問一答で行います。

まず初めに、新型コロナについて4点ほど質問します。

1点目には、第6波に対する備えについてです。現在、感染は比較的少ない状況ですが、今後冬に向かい、第6波の到来も懸念されています。町として第6波への備えをどのようにされているのかについて答弁を求めます。

- **〇議長(伊谷正昭君)** ワクチン接種推進室長。
- **〇福祉政策監兼ワクチン接種推進室長(森 まゆみ君)** 御答弁申し上げます。

滋賀県における新型コロナウイルス感染症については、感染状況、医療提供体制と もに大きく改善されておりますが、次の第6波への備えが重要であると考えておりま す。

現在、町内施設の利用、イベント、学校行事など、社会経済活動は徐々に再開しておりますが、引き続き感染防止対策を徹底しながら両立を図ってまいりたいと考えております。

次の感染拡大の波に備えた対策として、町ホームページや防災無線において、引き続きマスクの着用、手指消毒、3密の回避、換気等の感染対策の徹底を周知することに加え、感染症対策に係る施設備品や消耗品の確保に努めてまいります。

加えて、3回目のワクチン接種の開始に向け、現在調整をしているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(伊谷正昭君) 瀧 すみ江君。
- **O11番(瀧 すみ江君)** 第6波に対する備えということについて再質問を行います。

私は町民の方から、飲食店に食事に行ったところ、お店が満員だったのにもかかわらずパーティションも設置されておらず、不安に思ったとの声をお聞きしています。 このような声に応えるために、町としてはどのように対策をされるのかについて答弁を求めます。

- 〇議長(伊谷正昭君) くらし安全環境課長。
- **〇くらし安全環境課長(水谷徹也君)** お答え申し上げます。

基本的に、飲食店等への感染症対策指導につきましては、県なり保健所にお願いを しているものでございまして、直接町が指導を徹底していくものではないというふう に認識をしております。

ただし、啓発等は引き続きする必要があるというふうに考えておりまして、現在、 滋賀県ホームページや当町ホームページにおきまして、感染を防ぎ楽しく飲食するために飲食店舗に対し気をつけていただきたい5つのポイントということで掲載をさせていただいております。1つ目には入店時の消毒、2つ目には食事中以外のマスクの徹底、3つ目には十分な距離の確保、4つ目には十分な換気、5つ目に接客サービスは距離の確保をといった内容でございます。

加えて、飲食店には滋賀県の取組であります、みんなでつくる滋賀県安心・安全店舗認証制度といった認証を受けていただくよう促しているところでございます。

併せて、来店される方に対しましても、感染リスクが高まる5つの場面といったチラシも周知をさせていただいておりまして、大人数や長時間に及ぶ会食やマスクなしでの会話、飲食を伴う懇親会等はリスクを高めるといったことが想定されるといった内容の啓発を行っているところでございます。

以上です。

- 〇議長(伊谷正昭君) 瀧 すみ江君。
- **〇11番(瀧 すみ江君)** 今、答弁で認証制度、お店に対して認証を行うということをされているということをお聞きしたんですけれども、これについて、どういうものなのかについて答弁を求めたいと思います。
- 〇議長(伊谷正昭君) くらし安全環境課長。
- **Oくらし安全環境課長(水谷徹也君)** 認証店舗といいますのは、滋賀県が作成をしております感染対策のチェックリスト、例えば出入口での検温でありますとかパーテーションの設置、あるいは隣同士の距離の確保等といったことでございまして、それらに基づく対策を実施されており、滋賀県による認証を受けた店舗といったことでございます。

あと、認証店舗利用者につきましても、引き続きマスクの着用、手指消毒など基本的な感染対策と店舗が実施する感染対策に御協力いただくものであるといったところでございます。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 瀧 すみ江君。
- **〇11番(瀧 すみ江君)** 再質問の中ですけれども、ちょっと別のことでお聞きしたいと思います。

第6波に対する備えとしてですけれども、今、町長の挨拶などでもありましたように、南アフリカなどで確認された変異株、オミクロン株について、入国制限や日本での感染者の確認など、心配な報道が行われています。このようなことを考えても、大規模な検査を行い、無症状の感染者を見つけ出し保護することが第6波の到来を抑えることにつながると考えますが、現在行われている検査状況が十分なものであるのかどうか、今後の方向がどうなるのかについて答弁を求めます。

- 〇議長(伊谷正昭君) くらし安全環境課長。
- **Oくらし安全環境課長(水谷徹也君)** 新型コロナウイルス感染症の感染のおそれのある方に対するPCR検査等の検査対象につきましては、滋賀県が主体で行っており

ます。

また、湖東保健医療圏域におきましては、彦根保健所が中心に1市4町の医療機関、 また医師会等の調整を図っていただいておりまして、現時点では検査が必要な方全て に速やかに検査が行われている状況でございます。

あとは町内におきましては、発熱者等の診療を行ってくださる診療所が多く、必要な検査についてはかかりつけ医から検査専門医療機関へ紹介いただく仕組みが整っております。

今後、新たな変異株の感染が懸念されておりますけれども、現状としては、検査が必要な方が速やかに検査ができる体制を維持することが重要であるというふうに考えております。

- 〇議長(伊谷正昭君) 瀧 すみ江君。
- **〇11番(瀧 すみ江君)** 受けたい人が何度でも必要なときに受けられる検査、本当に必要だと思いますので、その整備のためにお願いいたします。

もう1つ、もう1点は、前回の議会などでも、学校の感染など、生徒の感染などの 検査体制のことをお聞きしていました。その検査体制、今どのようになっているのか についても答弁を求めます。

- 〇議長(伊谷正昭君) 教育長。
- **〇教育長(徳田 寿君)** お答えをいたします。

学校園等で感染者が発生した場合におきましては、迅速かつ的確な初期対応によりまして感染拡大を防止し、その後、早期に教育活動を通常に戻すことが肝要であるというふうに考えております。

現状におきましては、保健所の指導助言のもとに検査対象者を特定し、保護者の協力を得ながら検査を確実に行い、結果が判明した時点でさらなる対応を講じていくことが有効かつ適切な対応であるというふうに考えております。

なお、保健所の聞き取りの際には、有効な情報提供ができますように、日常の児童等の観察を十分に行うとともに、警戒レベルに応じて常にしっかりとした感染防止対策を行うことに力を注ぐことが重要であるというふうに認識してございます。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 瀧 すみ江君。
- **〇11番(瀧 すみ江君)** 今の答弁について、もう一度質問させていただきますけれども、今は感染のほう、落ち着いていますけれども、今後どうなるか分からないわ

けで、やはり感染が、感染者が出た場合、どのぐらいの規模で検査対象を広げられるのか、私たちは学校単位で広げてほしいということで要望も行っているわけですけれども、どのようにお考えかどうか、答弁をお願いします。

- 〇議長(伊谷正昭君) 教育長。
- **〇教育長(徳田 寿君)** お答えをいたします。

先ほども申し上げましたように、現状におきましては、保健所の指導のもとに検査 対象者を的確に特定するということが一番大事ではないかというふうに考えておりま す。ですから、その後の教育活動の再開ということを考えましても、その検査対象の 網といいますのは、一定絞り込んだ形が現状としては一番適切な形ではないかという ふうに考えております。

- 〇議長(伊谷正昭君) 瀧 すみ江君。
- **〇11番(瀧 すみ江君)** 今のことですけれども、無症状の感染者ということもありますので、ぜひ大規模検査ということを求めておきたいと思います。

また、このことについて、9月議会での1,000円でもいいから検査費用の項目を 予算書で押さえておくことが必要というふうに要請をさせていただいていたわけです けれども、それに対し、辰己議員の質問に対し、総務政策監が検討したいと答弁され ました。その後、どうなったのかについて答弁を求めます。

- 〇議長(伊谷正昭君) 総務政策監。
- ○総務政策監(青木清司君) くらし安全環境課長も御答弁申し上げましたとおり、必要なときに速やかな検査体制が取れているということもございます。それとまた、9月には緊急事態宣言が解除されまして、10月末日には滋賀県のレベルが1に、11月の末にはレベルがゼロというところで、ただいま落ち着いた環境であるというところから、予算措置については考えておりません。

ただ、今、変異株のほうが確認をされてきておりますので、注視をしていく必要があるかなというふうに考えております。

- 〇議長(伊谷正昭君) 瀧 すみ江君。
- **○11番(瀧 すみ江君)** 今、考えてないという答弁でしたけれども、やはりまだ コロナがなくなったわけではないので、いつ感染が拡大していくかということは分か りませんので、そのときに緊急に対応できるように、このような予算の窓口というの か、それは必要かと思いますので、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

では、次の質問に行きます。今度は2点目ですけれども、コロナ禍における通所介護の影響についてです。

過去3年間の決算において、通所介護の介護給付費は平成30年度、令和元年度、 令和2年度を比べると、費用も構成比も年々低下しています。この原因はコロナによるものなのかどうかについて答弁を求めます。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 福祉課長。
- **〇福祉課長(田中孝幸君)** お答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の情報が出始めたのが令和2年1月であり、滋賀県内で 初めて感染が確認されたのは令和2年3月でした。したがって、令和元年度の給付費 につきましては、コロナによる影響はございません。

次に、令和元年度から令和2年度については、令和2年8月に広域型の通所介護事業所が地域密着型通所介護事業所に移行し、介護給付費が通所介護費から地域密着型通所介護費に計上されるようになったことから少し減少したもので、こちらにつきましても、コロナが原因となったものではございません。

町内の通所介護事業所から新型コロナウイルス感染症による利用控え等の報告は受けておらず、平成30年度から令和2年度にかけて給付費全体は年々増加していることから、通所介護費の減は新型コロナウイルス感染症の影響によるものではなく、他のサービスに需要が高まっているものだと見ております。

- 〇議長(伊谷正昭君) 瀧 すみ江君。
- **〇11番(瀧 すみ江君)** 今のことについて再質問ですけれども、ちょっとこの内容の中には総合事業ということは出てませんので、総合事業のデイサービスのほうは影響がなかったのかどうかについて答弁を求めます。
- **〇議長(伊谷正昭君)** 福祉課長。
- **○福祉課長(田中孝幸君)** 総合事業の事業所につきましては社会福祉協議会のほうで、愛の郷のほうで実施していただいております。

こちらのほうにつきましては、令和2年4月、一番当初の緊急事態宣言が発せられました令和2年4月27日から5月8日の緊急事態宣言において、この事業措置において、通所介護事業者の利用者については、家庭での対応が可能な場合につきましては可能な限り利用の自粛を要請されたもので、その要請文を受けて、事業所のほうから利用者さんのほうに通知文を出されて、その中で、自宅のほうで自粛できる方につ

きましては自粛していただいたということの状況でございます。

- 〇議長(伊谷正昭君) 瀧 すみ江君。
- **〇11番(瀧 すみ江君)** では、次の質問に行きます。新型コロナについて3点目ですけれども、ワクチン接種についてです。

11月11日に行われた議会全員協議会での説明では、65歳以上の高齢者の3回目のワクチン接種が来年3月から始まる予定で、愛知川公民館での集団接種になるとのことです。1、2回目のときと同じように、予約の援助や交通手段の確保に努めることを求めますので、答弁を求めます。

- **〇議長(伊谷正昭君)** ワクチン接種推進室長。
- **〇福祉政策監兼ワクチン接種推進室長(森 まゆみ君)** 御答弁申し上げます。

3回目の接種につきましては、国からの通知を基に、実施内容の詳細を今後医師等と調整を行い決定していく予定でございます。予約体制などを含め対応を検討することとなるため、現段階において具体的な内容を御説明する状況には至っておりません。しかしながら、1回目、2回目の接種を踏まえ、改善点などを見直すとともに、対象となる全ての希望者について、安全で安心して接種していただける環境を整えるよう努めてまいりたいと考えております。

〇議長(伊谷正昭君) 瀧 すみ江君。

以上でございます。

- **〇11番(瀧 すみ江君)** 今の答弁についての再質問ですけれども、答弁では改善点などを、1、2回目の接種の改善点など見直しということも言われておりますけれども、具体的にはその改善点などはどのようなものであったのかということについて、また、それが3回目の集団接種に生かされる、生かしていくつもりなのかどうか、思いについて答弁を求めます。
- **〇議長(伊谷正昭君)** ワクチン接種推進室長。
- **〇福祉政策監兼ワクチン接種推進室長(森 まゆみ君)** 御答弁申し上げます。

ワクチン接種については本年4月末から集団接種を開始し、11月27日をもって 終了をさせていただきました。

開始時点におきましては、ワクチンの供給量が限定されている中、接種を進めていかなければならないという厳しい状況でございまして、予約枠の設定、また受付などについて苦慮いたしたところでございます。

3回目の集団接種に向けましては、先ほども申し上げましたように、現在接種体制の検討を進めているところでございます。接種券の送付からワクチンの接種までの一連の流れにおいて円滑に接種が進められるように、改善のほうも踏まえて行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(伊谷正昭君) 瀧 すみ江君。
- **〇11番(瀧 すみ江君)** 答弁では具体的な内容、なかなかまだ決まってないということで言われています。やっぱり一番必要になるのは、医療スタッフの方がどのような体制でいかれるのかということだと思います。そのことについて答弁を求めます。
- **〇議長(伊谷正昭君)** ワクチン接種推進室長。
- ○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長(森 まゆみ君) 議員のおっしゃっていただきましたとおり、この接種につきましては医師、また看護師の方々の御協力なくしては進めることができない事業でございます。そのため、町内の先生方の御協力も頂く上では、先生方の診療の状況も踏まえながらの接種の計画というものが必要になってくるというふうに考えております。

そのこともございまして、先生方の協議のほうを今月開催させていただいて、具体的な接種の状況というものを確認を、決定をさせていただく予定でございます。また先生方、接種に携わっていただくには、国のほうも先にということで通知もしておりますとおり、医療関係者の接種をしていかないといけないというようなことも控えておりますので、そのことも踏まえて協議のほうは進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

- 〇議長(伊谷正昭君) 瀧 すみ江君。
- **〇11番(瀧 すみ江君)** ワクチン接種について、もう1点お聞きします。

1、2回目のときは基礎疾患を有する方ですけれども、個別接種ということでした。 今回、3回目ということでは、基礎疾患を有する方含めて全て集団接種で行う、この ようなことですけれども、その意義について答弁を求めます。

- **〇議長(伊谷正昭君)** ワクチン接種推進室長。
- ○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長(森 まゆみ君) 御答弁申し上げます。
 1回目、2回目の接種時には、住民の皆様から、早く接種を受けたい、また、町内

の接種が早く進んでほしいというような御意見を頂戴いたしました。集団接種再開後 におきましては、安全な接種体制を整えた上で町内の接種が進むように、スピードア ップも踏まえて行ってまいったところでございます。

3回目接種についても、町としましては、希望される方に一日でも早く接種をしていただける体制を整える必要があるというふうに考えております。多くの方に早くワクチンを接種していただくためには、集団接種という形を取らせていただくのが現時点においては有効な方法であるのではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

〇議長(伊谷正昭君) 瀧 すみ江君。

〇11番(瀧 すみ江君) 本当にワクチン接種のことではいろいろな御苦労があるかと思います。1、2回目と同様に、希望する方全てがワクチン接種を受けられるよう、手だて、努力をしていただきますようよろしくお願いします。

では、次の質問に行きます。 4 点目ですけれども、町民の生活状況とその支援についてです。

コロナ禍で長期失業者が増えています。また、県のまん延防止や緊急事態宣言時の時短協力金を申請しても、給付がかなり遅れているとのこともお聞きしています。このような状況がある中、生活困窮者と営業への支援に努力することを求めますが、答弁を求めます。

〇議長(伊谷正昭君) 福祉課長。

〇福祉課長(田中孝幸君) お答えさせていただきます。

新型コロナによる生活困窮者への対応につきましては、福祉課及び社会福祉協議会が相談窓口となり、困窮の要因や現在の生活状況を詳しく聞き取り、そのケースに応じて生活困窮者自立支援事業や総合福祉資金の貸付け、生活保護申請などへつなげており、滋賀県、町、社会福祉協議会が情報を共有し、連携した対応を行っております。

最近の状況としましては、外国籍の方の相談が増えてきていることから、通訳職員が同席し、生活に対する困り事や悩み事、不安に思っておられる気持ちを伺い、安心 した生活が取り戻せるよう支援をしております。

次に、事業者への支援につきましては、9月議会最終日に議決いただきました国の 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(事業者支援分)を財源とした愛 荘町感染症対策経営力強化支援事業と愛荘町事業継続支援事業を実施しております。

両事業の概要ですが、感染症対策経営力強化補助事業は、滋賀県新型コロナウイルス感染症対応経営力強化支援事業(緊急枠)(通常枠)補助金の交付を受けた方に対し、県補助金の事業者負担分について10万円を上限に補助するもの、また、事業継続支援事業は、滋賀県事業継続支援金の給付が決定した中小企業者等、個人事業主に対し、酒類販売事業者には一律20万円、その他の事業者には一律10万円を支給するものです。

両事業とも迅速に事業者にお支払いすることが営業支援の1つとなることから、申請書類等については県に提出した書類を提出していただくことを基本とし、また通常、申請書、実績報告書、請求書と3回書類を提出していただいているところを、申請、実績報告、請求を兼ねた1枚の書類とすることで、1回の申請で手続が済むようにするなど、迅速に交付できるよう努めているところでございます。

両事業とも、県からの対象リストの送付の後、対象者に通知を送付して手続を行っていただくこととなりますが、経営力強化補助事業は10月11日に通知を発送し、11月22日現在で申請件数は17件、交付決定件数13件、支給金額は88万9、000円となっております。また、事業継続支援事業は、第1期分のリストが11月12日に県から送付されたことから、11月24日に通知を発送したところです。

今後も国の交付金等を活用し、コロナ禍の影響を受けておられる事業者の方への支援を行うこととともに、その支給を迅速に行ってまいります。

- 〇議長(伊谷正昭君) 瀧 すみ江君。
- ○11番(瀧 すみ江君) 瀧 すみ江です。先ほど答弁の中で相談に来られる、外国籍の方が相談に来られる方が増えているということを言われていました。外国籍の方、愛荘町でもたくさんおられますので、外国籍の方の生活状況、コロナ禍の中での生活状況がどのようになっているのかについて、把握されている状況を答弁を求めます。
- **〇議長(伊谷正昭君)** 福祉課長。
- ○福祉課長(田中孝幸君) 外国籍の方につきましては、やっぱり日本に来られる目的としましては、やっぱり働くという、日本で働いて、そしてお金を得て、そしてまた、母国におられる御家族の方にお金を送られている方等もおられる中で、このコロナ禍において、やっぱり日本での仕事先、どうしても経済の先行きが不透明な中、会

社等で一番に仕事をなくされる方の割合が多いという状況の中で、そしてまた、そういう方につきましては、暮らし先という部分につきましては、やっぱりアパート等で暮らしておられる方が多いということも関係して、先ほど申し上げました緊急小口資金や、また住宅確保資金の給付金を速やかに受けていただいて、給付を受けていただいただいたで生活の再建等の相談等に当たっている状況でございます。

〇議長(伊谷正昭君) 瀧 すみ江君。

〇11番(瀧 すみ江君) 町民の生活状況とその支援のことについての再質問も少しさせていただきますけれども、総選挙後の岸田政権で閣議決定した経済対策に盛り込んだ10万円の給付金の条件は住民税非課税世帯です。コロナで打撃を受けた非正規の人でも、年収が単身世帯で100万円を超えていれば、課税世帯で対象外です。事業者への給付金も昨年の持続化給付金の半分水準です。必要な人に給付が行き渡らない状況になっています。生活が困窮しているのに、制度の条件から外れて支援が受けられない状況をどのように打開していくのかが問題だと考えます。

先ほど答弁にもありましたけれども、社協との連携という意味で、社会福祉協議会が実施する生活福祉貸付の特例貸付けなどがあるわけですけれども、これは所得が減少した世帯に対する支援として全国で幅広く利用されているそうです。愛荘町の社協での生活福祉貸付がどのぐらい利用されているのか、また、生活に困った方が社協での相談をされているという状況、人数などがどのぐらいおられるのかということについても、把握されておれば答弁を求めます。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 福祉課長。
- **○福祉課長(田中孝幸君)** 社協のほうで貸付け等されている件数につきまして御報告させていただきます。

12月1日現在で、緊急小口資金の相談件数につきましては344件、そのうち申請件数につきましては304件という状況でございます。

また、今ほど御質問の中にもございました総合支援資金の貸付けにつきましては、 5 9 1 件の貸付けの件数でございまして、総額につきましては3億1,780万円とい う貸付け状況でございます。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 瀧 すみ江君。
- **〇11番(瀧 すみ江君)** すみません、ちょっと相談される方の状況も聞きたかったんですけれども、いいですか。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 福祉課長。
- ○福祉課長(田中孝幸君) すみません、失礼しました。相談される貸付けの状況につきましては、先ほども申しましたように、仕事のほうがコロナの影響で休みが多くなり、給料が減少したもの等が含まれて、生活が苦しいというものの相談の内容等が多いという状況でございます。
- **〇議長(伊谷正昭君)** 瀧 すみ江君。
- **O11番(瀧 すみ江君)** ありがとうございます。先ほどの商工関係のほうもそうですけれども、前の議会からでもよく言っていることですけれども、やはり制度の期限なんかも、貸付け制度とか給付制度の期限なんかもあって、いつからだったらそれが受けられるとか、いつまでしか受けられないとか、そういう国の制度、県の制度、あると思いますので、できるだけ情報は迅速に伝えて、その対象者の方が受けられやすいように伝えていっていただきたいと思いますので、それについても、このような要望について答弁をお願いします。
- 〇議長(伊谷正昭君) 福祉課長。
- ○福祉課長(田中孝幸君) 今、国のほうの制度等の貸付け制度等につきましては、 厚生労働省のホームページ等で多言語対応の部分のページも設けられております。そ ういう部分をしっかりと案内しながら対応してまいりたいと思っております。
- 〇議長(伊谷正昭君) 瀧 すみ江君。
- **〇11番(瀧 すみ江君)** よろしくお願いします。

では、次の質問に行かせていただきます。次に、加齢性難聴に対する補聴器購入への補助金新設について質問します。

2015年に厚労省から発表された「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン) ~認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて~」は、65歳以上の高齢者の約4人に1人が認知症の人、またはその予備軍とも言われていると指摘し、加齢、遺伝性のもの、高血圧、糖尿病、禁煙、頭部外傷、難聴などが認知症の危険因子とされ、難聴もその中に含まれています。

難聴があると他者とコミュニケーションが取りにくく、会話がうまくつながらず、 閉じ籠もりがちになることもあります。最近の海外での研究成果からは、中年期に難 聴があると、高齢期に認知症のリスクがおよそ2倍上昇するというデータが発表され ています。難聴による認知症を防ぐためには、軽症の早い時期に補聴器をつける必要 があります。しかし、補聴器は一般的に価格が高く、購入できない方もおられるという現状があります。町としても補聴器を購入しやすい条件整備に努めることが高齢者の認知症の発症を抑える、また進行を防ぐことにつながり、ひいては介護保険料の引下げにもつながると考えます。

以上のことから、加齢性難聴に対する補聴器購入への補助金新設を求めますので、 答弁を求めます。

〇議長(伊谷正昭君) 福祉課長。

〇福祉課長(田中孝幸君) お答えします。

障害者総合支援法に基づく聴覚障害により身体障害者手帳が交付されている方で、補聴器が必要であると認められる場合には、補装具費として現在支給をしております。 これまでにも、加齢性難聴により身体障害者手帳を取得され、補聴器の補装具費支給を受けている方がおられ、引き続きこの支援制度に基づく対応を行ってまいります。

議員御指摘のとおり、新オレンジプランにおいて、難聴は認知症の危険因子の1つとして上がっており、また、反対の予防因子として、運動、食事、余暇活動、社会的参加などが発症予防に大きく関係するとされています。こうしたことから、認知症との関連性に十分留意し、対策を講じてまいりたいと考えております。

〇議長(伊谷正昭君) 瀧 すみ江君。

〇11番(瀧 すみ江君) 今の答弁について再質問を行います。

私も聞こえにくいほうですので、補聴器を使用しています。私の経験からいいますと、補聴器は使用する人に合うものをつけなければ用を足しません。精密機械ですので、使えるものを購入しようと思えば、20万、30万などの高価なものを買わなくてはなりません。

そして、この今の議会、本会議始まるまでに、私は補聴器を、電池式のを使っています。電池、こんな小さい、本当に5ミリほどですかね、直径が、の電池を入れて、していますが、電池がなくなるときに耳の中でピンポン、ピンポンというので、替えるときにうまく取り出せなかったり、小さいのでつまめなかったり、入替えが大変な部分、そういう部分もありますので、本当に私も、もっと高齢者になったときに、その電池の入替えすらできるのかどうかということも、ちょっと不安になるときもあります。

そういうことで、電池の型じゃなかったら充電式というのもあります。でも、それ

は電池のものよりもっともっと高価になります。やはりそういうことになりますので、本当にその高価なものが自分の合っている補聴器、それが高いお値段だとすると、それが買えない場合、それが買えない方が出てまいります。そういう場合は難聴の状態のままで、集団の話にも仲間入りできず、引き籠もりがちになり、認知症のリスクがかなり高くなりますので、そのような方が自分に合った補聴器を買いやすくするために町が補助を行うことが、認知症予防のために有効な手だてであることを再度訴えておきます。

先ほど答弁でしたら、認知症との関連性に十分留意した対策を講じていきたいということを言われておりましたが、やはりこのような状況、やっぱり認知症の関連性も高い、やはり話の中に入れないとすると、本当に孤独感にもなりますし、大変な状況、ひきこもりなど、なってきます。

そういうことで、やはりこのことは補助金の新設、実施に向けて取り組んでいただ きたいと思いますので、再度答弁を求めておきます。

- 〇議長(伊谷正昭君) 福祉課長。
- **○福祉課長(田中孝幸君)** 先ほども答弁でさせていただきましたように、議員もおっしゃっておられるとおり、認知症との関連性に視点を当てた部分で今後検討してまいりたいと思っております。

今もおっしゃられましたように、やっぱり高齢者さんというと、1人になってしまうと認知症の発症予防、また介護予防というか、ひきこもり等の発生要因ともなっていく中で、その補聴器をいかに生活に密着して使い続けられるかどうか等につきましても検討していきながら対応してまいりたいと思っております。

- 〇議長(伊谷正昭君) 瀧 すみ江君。
- **〇11番(瀧 すみ江君)** 御検討いただきますようお願いします。

では、次に行きます。次に、庁舎集約化についての住民説明会の開催について質問 します。これについては昨日の一般質問と内容が重複することがありますが、よろし くお願いします。

昨年度、庁舎の集約化を令和3年度中に行うという町長の考えのもとに行政主導で 足早に進められました。愛知川庁舎に集約することを前提にした住民説明会を令和3 年初旬に予定していましたが、コロナ禍で取りやめになり、文書を全戸に配っての意 見募集をされました。令和3年度予算概要に事業内容だけを記載するだけで、当初予 算書にはその計上がなく、令和3年4月に両庁舎の改修工事等の補正予算を提案する という説明を議会は受けましたが、臨時議会の当日に議案提案を見送りました。その 後、町長はいつ議案が提案されるのかを明らかにせず、議会と一丸となって進めてい きたいとの言葉だけです。

今年2月の資料配付と意見募集は、令和3年度中に庁舎を集約するため、今年の4月に改修工事等の補正予算を提案可決させたいがための行為でした。それが見送りになった今となっては、町長の進めていきたいという考えがあるなら、その後の行政のスタンスを説明する必要もありますし、何よりも意見募集で多く出されていた懸念に対して、どのようにしていくのかの具体的な説明を行わないと、町民への説明責任を果たしたことになりません。今まで何人もの議員の方が住民説明会の開催を求められましたが、町長は否定しています。

庁舎集約化を進めていきたいという考えを表明されるのなら、住民説明会を開催するのが道理と考えますが、これについての町長の見解を求めますが、答弁を求めます。

- 〇議長(伊谷正昭君) 町長。
- ○町長(有村国知君) 議員御質問の内容につきましては、さきの9月定例会において御答弁をしておりますとおり、現時点で住民説明会の実施は考えておりません。しかし、住民の皆様に直接お出会いすることは大切なことと考えており、機が熟した時には再度検討をしてまいりたいと考えております。
- 〇議長(伊谷正昭君) 瀧 すみ江君。
- **〇11番(瀧 すみ江君)** では、再質問を行います。

今の答弁ですと、機が熟した暁には検討すると言われています。住民説明会を開かない理由については、多分今まで明らかにされていませんと思います。それで町民の方から、やはりなぜかということを、疑問の声をお聞きしています。その明確な理由としては、今の答弁からいくと、まだ機が熟していないからということになるのでしょうか。それについて答弁をお願いします。

- 〇議長 (伊谷正昭君) 町長。
- **○町長(有村国知君)** 様々な環境が整っていくということが大変肝要であるという ふうに思っております。現時点が機が熟したというようには、私としては考えにくい なというふうに捉えております。
- 〇議長(伊谷正昭君) 瀧 すみ江君。

O11番(瀧 すみ江君) 質問ではないんですが、ちょっと訴えておきたいと思います、答弁は結構ですけれども。今も、先ほども申しましたとおり、機が熟した暁には再度検討したいという答弁がありました。昨日の一般質問の中で、コロナで住民説明会ができなかったので、苦肉の策で資料配布をし、意見募集したと発言されました。それは真実です。間違っていません。

しかし、その行為を急いだのは、来年3月に庁舎を集約するという目的があったからですが、現実としては動いていません。実務を並行しながら進めて報告もしているということも言われました。そのとおり状況は変化しているので、今後事を起こすときは、その前に町民への説明責任が伴いますので、しっかりと町民の声を聞いて説明をして、町民の声を聞いて、その対策を講じていただきたいということを訴えておきます。よろしくお願いします。

〇議長(伊谷正昭君) 町長。

○町長(有村国知君) 今ほどもしっかりと住民の皆様にお伝えを頂きたいということで御意見を賜りました。私も昨日も御質問も頂いております。また、それに対して、それぞれに私も御報告を申し上げておりますけれども、いろんな部分でやっぱり住民の皆様に直接、本当に関心の高いことでありますので、それは御報告をしていくということは大変肝要だというふうにも思っております。

また、それぞれ議会の先生方にも御質問も頂いておりますし、また、先生方とそれぞれお話をさせていただきましても、やはりお教えを頂きますのは、この合併をした町としては、これは向き合わねばならないし、また進めていかねばならないというふうに捉えておるということを、ほとんどの多くの先生方がお話をくださっております。そういう部分におきましては、大きな方向性としては、合併をした町であるということにおいて、いろんな公共施設の最適配置、もちろん庁舎を含んでのことでございますけれども、このことというのは大事なことであるということの共有の、共通の御理解は頂いておりますので、そういう点におきましては各先生方、もちろん瀧議員も様々にいろいろと、今回の在り方とか、また今後もいろいろ、広報紙等々も含めて御発信を頂く部分もおありだと、おありだというふうに存じますが、その際にもやはり住民の皆様に御安心を頂きたいと、御安心を頂くということが、議会の先生方含む、私を含む、皆様にとって大変大事な部分だというふうに心から思っておりますので、どうか町内の皆さんが御不安になっていかれることのないような、ないような御発信で、

一方、これは愛荘町の皆さんにとって大事なことである、大事なことであるというようなことのお力を頂いていただければ本当にありがたいというふうに思っております。 ゆえに、ゆえに私は大事な部分でございますので、こういうところを住民の皆様に直接、直接お話、お伝えをしていくという機会に関してはしっかりと設けていきたいというふうに捉えておるものでございます。

〇議長(伊谷正昭君) 瀧 すみ江君。

○11番(瀧 すみ江君) 答弁をわざわざ頂きましたわけなんですけれども、やはりこれは本当に、庁舎が集約になるということは、町民にとっては大きなことであり大事なことですので、やはり本当に町民の声を聞いて、説明をし、声を聞いて、その意見を聞いていく。今となっては是非ということも問うていただきたい、そのように思っております。もうこのことがなくなってしまったというふうに捉えている方もいらっしゃいます。

ですから、本当に細かい住民説明会、開いていただくと。まだまだ、いつということも言っておられないので、十分時間はあると思いますので、そのようなことをしていっていただきたい、検討していただきたいということを私からも訴えておきますので、よろしくお願いします。

では、次に行かせていただきます。最後に、第2次男女共同参画推進計画から考えるジェンダー平等について質問します。

町には、2019年度から2028年度を計画期間とする第2次男女共同参画推進 計画がありますので、これに関わって、ジェンダー平等の視点から質問を行いたいと 思います。

第2次男女共同参画推進計画を以下計画と呼びます。計画にも掲載されていますように、世界経済フォーラムが2018年12月に発表したジェンダーギャップ指数では、日本が149か国中110位という結果で、経済・政治分野が著しく低く、総合的に男女の格差が大きい状況となっています。

計画の第5章、計画の推進体制の目標指数の中から5点ほど質問します。

1点目に、「「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方に同感しない 人の割合」が、2018年実績60.6%から2023年の目標70%に達成するため に、行政としての取組をどのようにされているのか、答弁を求めます。

〇議長(伊谷正昭君) みらい創生課長。

〇みらい創生課長(西川傳和君) 平成27年の国勢調査の結果では、本町における 就業率は15歳以上全体で男性73.9%、女性52.4%であり、この数値は滋賀県 平均の男性68.9%、女性49.1%を上回るような状況になっております。

年齢階級別の就業率を男女別に見ますと、男性が25歳から59歳にかけて約90%と一定で推移する一方、女性は30代の結婚・出産期に当たる年代に一旦低下した後、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いています。

本町においては、特に40代から50代にかけての女性の就業率が高く、40歳から59歳女性の就業率81.3%は、滋賀県の平均の74.9%を大きく上回っている状況です。これは、男性は仕事をし、女性は家庭を守るべきという考え方にとらわれない住民意識の表れであると認識をしております。

また、人口減少等を背景として、我が国では働き手の多様化が進むとともに、昨今のコロナ禍の影響により、テレワークやフリーランスといった働き方の多様化も進展してまいっております。

ライフスタイルに合わせた働き方の多様化は、育児や介護と両立しながら働きたい と希望する女性にとっても追い風となる社会の到来と理解しており、引き続き高い就 業率を維持できるよう、あらゆる機会を捉え、新たな就業形態の在り方についても啓 発していくことで、固定的な性別役割分担意識の解消につなげてまいりたいと存じて おります。

〇議長(伊谷正昭君) 瀧 すみ江君。

〇11番(瀧 すみ江君) 瀧です。再質問として、このジェンダーの平等のところでは、私の考えを述べさせていただく形で質問していきたいと思います。

今、答弁で就業率のことが出ていましたけれども、それは次の質問のところでまた 触れさせていただきたいと思います。

最近、20代から30代ぐらいの方の若い方を見させていただいていますと、お父 さんが子供を連れて買物に来られているのをよく見かけますし、ジェンダー平等の意 識が根づいているのを感じています。このような意識は子供の頃からの環境や教育が 影響を及ぼすと考えています。

ですから、家庭や学校の教育が大きな影響があるのだと思います。町としても子供たちの教育や家庭への呼びかけに力を入れるべきではないかと考えますけれども、こ

れに対する見解を求めます。

- **〇議長(伊谷正昭君)** みらい創生課長。
- **〇みらい創生課長(西川傳和君)** 今の子供を育てる中に男女、ジェンダーという、 その意識が改革されてきているというお話でございますけれども、働き方、企業に対 する取組といったものに関しましても、それぞれワーク・ライフ・バランスという部 分を実感できるよう、企業のほうも努力をされております。

そういった中で、家庭環境の中で男女の平等というものを考えていただくということに関しましては、やはりその子育てしやすい職場であるとか、そういった子育て環境の部分に関しても啓発を進めていく必要もあるのかなというふうにも考えております。

また、学校教育といった教育の現場におきましても、ジェンダーの女性像、男性像 といったものを見直すといいますか、考えていただく機会というものは提供していた だくように、町としても様々な機会を捉えて啓発をしていきたいというふうに考えて おります。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 教育長。
- **〇教育長(徳田 寿君)** それでは私のほうから、子供たちの教育に関する部分での 御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

議員御指摘のとおり、そうした誤った性別に係る、その役割分担意識といいますか、 そういうものの払拭については、本当に小さい頃からの教育、それから、大人がどう いうモデルであるかという部分が非常に重要な役割を占めてまいるというふうに思っ ております。特に教育現場におきましては、ジェンダー平等の観点でいいましても、 やはりベースとなりますのは、互いの違いを認め合うとか多様性の尊重であるという ふうに考えております。

現在、学校の教材とし得るものの中にも、たくさんよい教材がございます。それも 国語科であったり、家庭科であったり、社会科であったり、特別活動の中で使用でき る副読本、そうしたものもございますので、今後もそうした教材等を活用しながら、 ジェンダー平等の意識が浸透しますように取組を進めてまいりたいと考えております。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 瀧 すみ江君。
- **〇11番(瀧 すみ江君)** ありがとうございました。それでは2点目に行きます。 2点目として、「職場において男女平等と感じる住民の割合」が、2018年度実績

48.0%から2023年の目標55.0%に達成するために、行政としての取組をどのようにされているのか答弁を求めます。

- 〇議長(伊谷正昭君) みらい創生課長。
- **〇みらい創生課長(西川傳和君)** 共働き世帯が増加し、性別に関係なく全ての人が 生き生きと自分の能力を生かして働ける職場環境の整備が求められている中、男女と もに仕事と家事、育児、介護等の家族的責任との両立ができるよう、制度の普及や啓 発を進めることが重要でございます。

また、職場におけるこれまでの固定的役割分業に基づく慣習、慣行の見直しや、意 欲や能力のある女性を積極的に管理職に登用するなど、就労の場への女性の参画を進 める取組も必要でございます。

このため、今後も働く女性が公正な職場環境で男性とともにその能力を十分に発揮した働き方ができるよう、引き続き企業訪問等の機会を活用した啓発や研修会等の実施に努めてまいります。

- 〇議長(伊谷正昭君) 瀧 すみ江君。
- ○11番(瀧 すみ江君) 瀧です。今のことについてというか、いろんな状況についてですけれども、今、コロナ禍の影響が出始めていた2020年3月から新年度の4月で男性の雇用者数が35万人減少したのに対し、新年度というのは2021年の4月ですね、女性は74万人の減少でした。その原因は、日本は女性の非正規雇用者が多いためです。コロナで経営が悪化したことによる雇い止めなども問題になっています。

労働現場での男女の格差は意識改善で解決する問題ではなく、国を挙げて労働条件を改善していかなければならない問題です。ですから、機会あるごとに、労働現場における女性の条件改善を県や国に働きかけることを求めますが、答弁を求めます。

先ほどの答弁では、女性の就業率は県よりも愛荘町では多いというような答弁です。 だけれども、やはり非正規雇用という面が多分に、この傾向からいって、あるのでは ないか、いつ仕事を失うということがあるのではないかと思います。

それで、本当に女性の条件改善ということを県や国に町として働きかけることを求めます。答弁を求めます。

- 〇議長(伊谷正昭君) みらい創生課長。
- **〇みらい創生課長(西川傳和君)** コロナ禍により、その労働条件も変化する中で雇

用が減っているという状況であるということで、そういった中で企業の働き方改革であったりとか、そういったことも必要とされるというところ、子育てしやすい職場、男女がともに働きやすい職場と、また、ワーク・ライフ・バランスの実現という職場環境づくりというのも必要になってくるのかなというふうには感じております。

そういった中で国のほうに、国や県に働きかけるというところでございますけれども、各市町の状況であったりとか、そういったこともありますので、県下の市町で情報共有するといったことも含めまして、愛荘町だけでなく、ほかの市町とも連携しながら、そういった状況を踏まえて、国、県への要望というものは検討していくことも必要かなというふうには考えております。

- 〇議長(伊谷正昭君) 瀧 すみ江君。
- **〇11番(瀧 すみ江君)** 瀧です。次に3点目ですけれども、3点目に、「DV被害者のうち、相談しなかった人の割合」が2018年実績21.0%から2023年の目標15.0%に達成するために、行政としての取組をどのようにされてるのか、答弁を求めます。
- 〇議長(伊谷正昭君) みらい創生課長。
- **〇みらい創生課長(西川傳和君)** DV被害者には外国人や障害のある方等も含まれ、 多様な背景や問題を抱えている方が多く、人権に配慮しながら、個々の状況に応じた 相談ができる包括的な支援に向けた体制づくりが求められます。

被害者にとって最も身近な町で安心して相談いただけるための相談体制の充実はも とより、警察等との綿密な連携により最悪の事態を回避するといった広域的な連携体 制の整備も不可欠となっております。

引き続き、町広報媒体の活用による相談窓口の周知と意識啓発を行うとともに、関係機関等の連携をより一層深め、被害の防止、被害者にとって必要な情報提供や自立に向けた支援が行えるよう、体制の強化に努めてまいります。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 瀧 すみ江君。
- **〇11番(瀧 すみ江君)** 本当に、ハラスメントやDVは本当に相談しにくい問題で、自分を責めたり、我慢したり、家庭の問題だと諦めたりという場合もあろうかと思いますので、ぜひ町の中でも相談窓口を幾つか置いていただいて、その方が相談しやすいところに行けるように手だてをお願いいたします。これは答弁は結構ですけれども、よろしくお願いします。

それでは、次の4点目に、「セクシュアルマイノリティ(性的少数者)に対する理解 度」が2018年実績32.4%から2023年の目標50.0%に達成するために、 行政としての取組をどのようにされているのか答弁を求めます。

- 〇議長(伊谷正昭君) みらい創生課長。
- **○みらい創生課長(西川傳和君)** セクシュアルマイノリティーの当事者は、周囲の人々の無理解や偏見などから、学校や職場、地域社会での出来事をはじめ、各種のサービスを利用する際など、日々の生活、様々な場面で生きづらさを感じておられると認識しております。

その背景には、セクシュアルマイノリティーに対する無理解や誤解、偏見があり、 男女はこうあるべきという固定概念から、固定観念から生じる言動が当事者に生きづ らさを感じさせる要因となっています。

それらの要因を解消するためにも、まずは意識啓発に着眼した取組が肝要であります。先月には、彦根・愛知・犬上職業対策連絡協議会主催の「企業と行政の交流研修会」で「多様な性を生きるとは? 尊重しあえる社会を目指して」と題する講演が行われましたが、このようにあらゆる機会を捉えて、県や町、支援団体等が連携、協力した啓発に努めてまいります。

- 〇議長(伊谷正昭君) 瀧 すみ江君。
- **〇11番(瀧 すみ江君)** 今のことについて、私の考え等も含めてちょっと述べたいと思います。

今までから、中学生の制服について一般質問でも提起されていましたけれども、県内でも男女が着用できる制服の取組が進んでいます。取組を進めるに当たり、特別視しない、自然に受け入れることができる意識づくりの教育が必要です。

先日、私が電車に乗ったとき、髪に大きなリボンをつけた男性の方を見かけました。 内面を表面に出すことは勇気が要ることなのに堂々としておられました。違いを認め合い、自然に受け入れる人が多くなれば、ジェンダー平等社会が大きく発展するのだと考えます。LGBTなどの方への理解をどのように進めるのかは、そのような方のことを知ってもらい、理解するところから始まるのだと思います。その点では、札幌地裁が同性婚を認めないのは違憲との初の判断をしたことは大きな転機になったと考えます。

町としても教育に取り入れることが人権尊重につながると考えます。学校教育とし

てどのような取組をしているのかについて答弁を求めます。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 教育長。
- **〇教育長(徳田 寿君)** ただいまの御質問にお答えをいたします。

先ほどもお答えをいたしましたように、セクシュアルマイノリティーの人権に対する教育という部分につきましても、基本的には人権教育の根幹に関わる理念と何ら変わることはないというふうに考えております。といいますのは、1つは自他の命、人権を大事にすること、そして互いの違いを認め合い、多様性を尊重すると。そのことに尽きるのではないかというふうに考えております。

ただ、制服の改定の問題もそうでございますけれども、非常に、マイノリティーというだけありまして、非常にデリケートな問題でございます。まずは、これもこれまでの答弁の中でお答えをさせていただいておりますけれども、教職員の側がそうした不安に思う子供たちのいろんなサインや、あるいは心の中をしっかり受け止められる、そうした研修を積むことが大事であるというふうに考えております。

また、子供たちに対しましては、先ほど申し上げましたように、男女共同参画の視点や、あるいはジェンダーの視点を含めた、様々な身近にある問題等も含めて指導をしていくことが必要だと思っております。また、見える形で、これまでの男女という区分けでの固定的な観念、そうしたものを払拭するような取組をしていることを紹介することも必要ではないかと思っております。

一例を挙げますと、これまで新入学時に配付しておりました黄色の帽子でございますけれども、例年、これまでは男の子はキャップ型の帽子、女の子はハット型というふうに行政のほうで振り分けて配付をしておりましたけれども、次年度の新入学児からは、その説明会の際に希望を取りまして、2種類ですけれども、選択できるようにというふうにしたところでございます。

こうした取組を含めて、そうした性的マイノリティーの子供たちも安心して学校園等に来られるよう、そして安心して学校園での生活を送れるように、今後も取組を充実させてまいりたいと思います。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 瀧 すみ江君。
- **〇11番(瀧 すみ江君)** いろいろ見直しを今度して、帽子の見直し、していただくということで、ありがたいと思います。また今後ともよろしくお願いします。

それでは5点目に、男女共同参画推進のための条例制定目標が2023年「有」と

書かれていますが、どのような内容で、制定の計画はどうなっているのかについて答 弁を求めます。

- 〇議長(伊谷正昭君) みらい創生課長。
- **〇みらい創生課長(西川傳和君)** 男女共同参画社会の推進は、政府が最重要課題の 1つとしており、それぞれの地域において様々な分野で男女共同参画を推進していく ことは新たな視点や多様な発想を生み、より多くの人材の活用につながるものと考え ております。

このことから、第2次愛荘町男女共同参画推進計画に基づき各種の取組を進めているところですが、現時点では条例で明文化することよりも、様々な事象に対応できる知識の習得や意識啓発が肝要であると考えております。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 瀧 すみ江君。
- **〇11番(瀧 すみ江君)** ジェンダー平等、男女共同参画推進ということは、この計画が立てられた2019年の時点よりさらに重要性を増していると思います。そして早期の実現を図らなければいけない問題と考えます。ジェンダー平等、男女共同参画推進を図るということに真剣に向き合った実効性のある条例制定を求めて、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〇議長(伊谷正昭君) ここで暫時休憩をいたします。11時30分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時22分 再開 午前11時30分

〇議長(伊谷正昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 村田 定君

- **〇議長(伊谷正昭君)** 5番、村田 定君。
- **○5番(村田 定君)** 5番、村田です。一般質問を行います。一問一答でお願いいたします。

2項目についてお尋ねをいたします。1点目はふるさと納税についての考え方、2 点目はデジタル社会に向けた行政の対応についてということでお尋ねをいたします。 まず、1点目のふるさと納税についての考え方でございます。高い還元率をうたい、 返礼品競争が過熱したふるさと納税バブルがはじけて2年余り、総務省が返礼品は地場産品に限るなどのルールを厳格に定めたことで、多くの自治体が特産品を売り出す好機と見て、知恵を絞り始めました。2019年6月に、返礼割引3割以下、地域内で生産された物品などのルールの厳格運用を始めたことを受け、各自治体が積極的に進める現状であります。

それで1点目、そこで愛荘町の2018から2020年の3か年のふるさと納税の合計金額と件数を年度別に、また21年度見込みについてお尋ねをいたします。

次に、返礼品の数と当町の返礼品の特産品は何かについてお尋ねをいたします。

次に3点目ですけども、ふるさと納税は返礼品の受領だけを目的としたものではなく、地域を応援したいという本来の理念に沿ったものであります。返礼品を地場産品に限る以上、全国の自治体からは、海産物や和牛などを持てる者だけが有利になったとの指摘もあり、ふるさと納税で定義される地場産品は村内産品や町内産品だけに限らない、自治体同士が協力し共通返礼品を設定できる制度を活用して、手を取り合うほうが全体の底上げにつながるとお互いに話を持ちかけて、成果につなげております。当町の取組について、以上3点をお尋ねをいたします。

〇議長(伊谷正昭君) 商工観光課長。

〇商工観光課長(藤野知之君) ただいまの御質問について御答弁いたします。

まず、ふるさと納税の2018年度から2020年度の合計金額と件数についてでございます。2018年度(平成30年度)が1,755件、金額が4,957万7,970円、2019年度(令和元年度)が1,165件、6,380万3,980円、2020年度(令和2年度)が2,455件、7,097万1,970円となっております。また、今年度の実績でございますが、10月末時点で1,156件、2,388万4,000円と、金額では前年度比99%とほぼ同額となっております。

現在、協力事業者等を対象としたセミナーの開催、商品(返礼品)情報の魅力発信強化に加え、新たな商品開発や既存商品の磨き上げを支援することで、協力事業者等の体制強化はもとより、まちの魅力を広く発信し、寄付額の増加を図るため、機運醸成のためのセミナー、申込み増加のための協力事業者へのプロデュース、町ふるさと納税のプロモーション及び関係補助金への誘導、町が利用するポータルサイトの返礼品ページのリニューアル及び登録作業などを行う委託業務を実施しており、今後の寄付額の増加につなげてまいりたいと存じます。

ふるさと納税額の増減につきましては、その要因を明確にすることが困難でございますので、見込みをお答えするのは差し控えますが、現在実施している委託事業により、今年度にも一定の成果が期待されることから、2021年度は昨年度より約25%増の8,800万円を目標に取組をさせていただいております。

続きまして、返礼品の数と特産品についての御質問についてでございますが、返礼品の数につきましては、秦荘の山芋など、季節により増減をいたしますが、米、お酒、麻製品、しょうゆ、肉、寝具、飲料、和菓子などで、同じ商品でも1本のみと2本セットを2品として計算をいたしますと、現在312品となっております。

また、町の特産品としましては、びん細工手まり、丸中醤油のしょうゆ、滋賀県麻織物工業協同組合近江上布伝統産業会館の麻製品、藤居本家や愛知酒造のお酒などがございます。

続きまして、自治体同士が協力する共通返礼品の取組についてでございます。共通 返礼品とは、お互いの市町の同意があれば、その市町において地場産品でない品であ っても返礼品に加えられるという制度ですが、当町では、これまでその取組は行って おりません。また現在のところ、県内でもその取組を行っている市町はありません。

共通返礼品は、他市町の特産品を当町の返礼品に加えることにより、また、当町の特産品を他市町の返礼品に加えることにより寄付の相乗効果を見込むもので、返礼品の協力事業者にとっては、自社の商品がより多くの市町で返礼品として扱われるため、売上げ上昇につながる可能性もあります。

その一方で、共通返礼品によるふるさと納税の寄付額は寄付者が申し込んだ市町に入ることから、自らの町の特産品返礼品であっても、ほかの市町が利用しているポータルサイトの種類や数によって寄付者の目に届く機会が多いと寄付が他市町に流れてしまうということが考えられ、こうした点が県内各市町が共通返礼品の導入に慎重となっている要因ではないかと考えられます。

このため、当町といたしましては、現在実施しておりますふるさと納税応援事業委託業務により、商品情報の魅力発信強化、新たな商品開発、既存商品の磨き上げ等を進め、寄付額の増加を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

〇議長(伊谷正昭君) 村田 定君。

〇5番(村田 定君) ありがとうございました。今御答弁いただいた一連から再質

問をいたします。

まず2018年から2019年、2019年にはどこの市町もアップしております。これは先ほど申し上げましたように、3割、地場産品に限るというふうな制度が明確にされましたので、自治体が積極的に進める現状であったという成果ではないかなと。当町も18年から19年、2,000万強動いておりますので、一定のあれはあったかなと思います。

けれども、当町の規模からして、当町の規模からして、今年度の見込額も8,800 万というふうな金額、聞きましたけど、このような数字で甘んじている我が町ではないと思うんです。当町の実力をしっかりと見せていかないと、これは大きく勝ち組、勝者と敗者と言われていますが、敗者になると私は心配をしております。

前年から少し増えたからいいというふうな安易な考えではなくて、先ほど、話は前後いたしますが、返礼品は今、近江八幡市を筆頭に30数億と言われていますし、お隣の豊郷町は20年度、19年度ですね、3億4,800万。先般勉強に行ってまいりましたが、今年度は軽く4億を超えるということで、一般会計予算の5%、6%ぐらいいくわけですね。ですから、どういうふうな知恵を絞っておられるのかなということで、いろいろとお聞きをしてまいりました。

やはり自主財源の確保、これがやはり一番にあるわけです。そういったことから、 企画振興課が担当されておるんですけども、18年、1億3,000万やったのが、1 9年、3億4,000万になっています。20年度は3億9,000万ということで、 18年、19年のアップが非常に大きいと。これはやはり、そのネットの発信力、そ ういったふるさとチョイスとか楽天等々、インターネットサイトを使ってやられた、 その成果が実ってきているのではないかなと。

だから参考に、私はこのふるさと納税は自主財源、我が町の自主財源確保の唯一の制度ではないかなと思うんです。ですから、しっかりとこれ、セールスして、やはり目標額を持って確保していかなければ、勝ち組に入れないと思うんです。

だから、そのセールスをどのようにしていくかということなんですが、そこを1つ 企画会議などでもテーマに上げてもらって、財源確保の一番の手段として、やはりそ のふるさと納税をどのように有効活用していくかということをお願いしたいと思いま す。

それで昨日の新聞に、東近江市がふるさと納税で近江鉄道の支援ということで、沿

線市町で最多13駅を抱える同市で年間1億4,000万の費用を負担すると言われておりますが、それの財源確保が課題であるということから、このふるさと納税に着眼をされて、目標として5,500万円を掲げて立ち上げられた。1万円以上寄付された方は、市外在住者の方に関しては限定した返礼品を用意するということです。市民の方も寄付できるんですが、返礼品はないということで、市内出身者や沿線の企業で働く人など多様な人から善意を募っていきたいと、こういうふうに1つ知恵を絞っておられます。

そして昨日の新聞にも、ふるさと納税で浅田真央さんがよく宣伝しますエアウィーヴというのがありますが、ふるさと納税であのエアウィーヴがもらえますというふうなキャッチフレーズで広告を出しています。この中に、全国4町あるんですけども、4か所あるんですけど、2か所は愛知県幸田町と大府市、そして1つは福岡県なんですけど、滋賀県で唯一、長浜市がこの中に入っているわけです。だから、これもやはりそういうセールスが私は実現したと思うんです。ですから、そういうふうな、内部だけではなくて外部に積極的なセールスをしていってPRしていく必要があるのではないかなというふうに思います。

それで、当町のふるさと納税の返礼品の中を見ますと、確かに多いです。多いけれども、非常に特徴がないというんですか、メインがないというふうに思います。そこで豊郷の4億強を見ますと、15ページのパンフがあるんですけど、5ページが肉、5ページが米、その他5ページということで、大体8割が肉とお米でということで、非常にその特産品等をPRされています。しかし当町の場合、先ほど言われましたけど、もう1つ特産品に魅力がないと思うんですけど、その点、何に主眼を持ってはるのか。

それともう1点は、1件当たりの単価が、18年度は2万8,000円、19年度は5万4,000円、20年度は2万8,000円ということで非常に高いんですが、その辺、どういったものが主力で出ているのかという確認をしたいと思います。

〇議長(伊谷正昭君) 商工観光課長。

○商工観光課長(藤野知之君) まず、当町の特産品についてでございますが、先ほ ど御答弁申し上げたように、びんてまりとかおしょうゆとかお酒等、麻製品等が私ど も町の特産品かなというふうには考えております。

ただ、豊郷町でいいますお肉とかお米につきましては、消耗品といいますか、1回

買ってもまたすぐにリピートできるようなものになっております。ただ、私どもの町のほうでは、米、肉もございますが、そちらのほうの商品のほうを前面に出していくような形も今後考えていかなければならないのかなと、豊郷町の事例を参考にしますと、そのようなことを思います。

また、単価が非常に高いというようなことで御指摘を頂いております。その要因につきましては、返礼品の状況を見ますと、1万円以下が約7割程度、件数としましてございますんですが、また、その代わり100万円以上の返礼品というのも、当町のほうでは出ておりまして、具体的に言いますと寝具なんですけれど、その辺の割合が、件数的には低いんですが、金額的にはその100万円以上の寝具が高くなっております。そういったようなところも、単純に寄付額を件数で割りますと単価が高くなっている要因かなというふうなことで分析をしております。

以上でございます。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 村田 定君。
- ○5番 (村田 定君) 当町の基幹産業は、私、農業やと思うんですよ。ですから東地区、安孫子から東のほう、本当に優良農地で、非常にすばらしい農地があります。だから、そういった優良農地、田園風景を写真に入れて、そして当町はお米がブランドやということのイメージアップをしていく必要が私はあるのではないかなと。それが、昨日も質問出ていましたけど、生産者、農業を守るというようなこともありますし、地域で応援するということで、私は愛荘町の40%が農地だというふうに思っていますし、やはり基幹産業、米、それを全面的に打ち出したほうがもっといいのではないかなと。だから、このカタログを見る限りは、全体、三百何点ある中で5点しかお米は載ってないんです。これで品切れ中が3つもありますし、豊郷のあれと比べると全然インパクトがないなと。そこら、どういうふうに考えておられるかお尋ねします。
- **〇議長(伊谷正昭君)** 商工観光課長。
- **○商工観光課長(藤野知之君)** 昨日の議会の中でも、農業者への支援というようなお話もございまして、ふるさと納税のほうで、豊郷町のほうもお米のほうが多く出ているといったような状況の中で、当町につきましても、お米については、件数的には出ているような状況であります。ただ、品数的には少ないかなというところがございます。

ただ、今回、ふるさと納税応援事業委託というのをしている中で、あるお米の業者さんですけれど、いろいろ工夫をしていただくような御検討を頂いております。例えば2キログラムずつに分けたお米を食べ比べセットというような形で売り出すような、そういったような形等を考えておられるところもありまして、お米だけではないですけれど、ほかの商品につきましても、今、磨き上げを行っているところで、少しでも寄付をしていただけるような、また、寄付者にとって魅力のあるような商品、または商品のお届け方法、そういったようなものを検討しておりますので、そういった事業の中で効果を、より魅力のあるものに仕上げていくような効果を期待をしながら、今、委託業務を行っているところでございます。

以上です。

- 〇議長(伊谷正昭君) 村田 定君。
- **〇5番(村田 定君)** 当町が先ほどの答弁で実施されておられるふるさと納税応援 事業委託業務、これについてもう少し詳しく御説明を頂きたいと思います。これはど のような頻度でやっておられるのか、また農業者も、そういった方も入っておられる のかについてお尋ねします。
- **〇議長(伊谷正昭君)** 商工観光課長。
- ○商工観光課長(藤野知之君) ふるさと納税応援事業でございますが、こちらのほうにつきましては、先ほど目的と方法等は申し上げたところでございますが、大きくは機運醸成のためのセミナーを開催させていただいたり、あと、ふるさと納税協力事業者へのプロデュースを、プロデュースといいますのが、今ほど言ったみたいに、お米もそのまま売る、返礼品として出すのではなくて、何種類か小口にして食べ比べセットというような形で売っていくような形、また写真などのリニューアル、また、こうしていったら売れますよというようなプロデュースをしていただくような委託、また、写真の見せ方も非常に重要でございまして、例えばポータルサイト、ふるさとチョイスとかさとふるのほうで、寄付を考えておられる方は写真を見てやはり寄付をされると思うので、まずその写真を魅力あるような写真に変えていくような、まずそこが入り口ですので、そういったような返礼品ページのリニューアル、また、事業者や商品の魅力を伝えるというようなことも非常に大切でございます。例えば何年に創業して、何年間こういう手法で商品を作ってきましたよとか、こういうところにも出品していますよとか、あとこんな賞を受けましたよとかいうような形の、そういう情報

発信のほうをしていくのも非常に大切でございますので、そういったような委託をしていただいております。

委託業務の内容について、以上でございます。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 村田 定君。
- **○5番(村田 定君)** そういった形で返礼品に魅力をというふうなことも受けるんですが、やはりこの地域を応援したいというふうなことが本旨でございますので、やはり当町は基幹産業が農業であると、米というものにメインで絞って、ぜひやっていただきたい。その覚悟を、考えをちょっとお聞きしたいと思います。
- **〇議長(伊谷正昭君)** 商工観光課長。
- ○商工観光課長(藤野知之君) おっしゃるようにお米も非常に大事なところでございます。そちらのほうにも力を入れていきたいと思いますが、また協力事業者さんというのが、町内返礼品に関しての協力事業者さんが26社ほど、今、御協力を頂いております。例えば和菓子ですとか、そういったような形で愛荘町をPRするようなものもございます。お米だけに特化するということはないですけれど、考えてはおりませんが、ただ、お米も重要な返礼品の1つということで、魅力あるような返礼品の出し方等を検討して、お米のほうにも力を入れていきたいなというふうには考えております。
- 〇議長(伊谷正昭君) 村田 定君。
- **○5番(村田 定君)** 愛荘町といえば近江米の産地やということで、ぜひおいしい 米がということでのことを定着して、リピーターをしっかりと確保していただきたい と思います。

2020年で、全国では6,724億円という過去最高のふるさと納税額があったということです。先ほど申しました共通返礼品、これは当町は考えてない、また滋賀県も考えてないということですけども、当町の場合はこの返礼品に恵まれているから、恵まれているから共通返礼品に移行を考えなくてもいいと思うんですけども、やはり共通返礼品によってものすごく大きく勝ち組になっているところ、例えば、和歌山なんかはミカンの産地でもあります。ミカンが取れないところでも、ミカンということで、共通返礼品を利用して大きくふるさと納税を伸ばしたという例もあります。

また、勝ち組としては北海道の根室市、これ、全国で一番なんですけど、カニやホタテなどの海産物のふるさと納税が人気を集めて、自主財源比率を全国トップに押し

上げたということなんですね。ですから、これは完全に持てる力を出している。有利なんですよ。だから当町が、そしたら根室市のホタテを返礼品に使ったらどうなのかというふうなとんでもない発想も必要やと思うんですよ。だから、その中でぜひ返礼品、ふるさと納税には力を入れていただきたいと思います。

それで今年度8,800万でしたが、これ、全額収入ではないと思うんです。ですから返礼品、事業費で何%、また、町内の人が他市町にふるさと納税されると町民税が減額されますが、その見込みについてお尋ねします。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 商工観光課長。
- **〇商工観光課長(藤野知之君)** 御質問にお答えさせていただきます。

ちょっと今年度はまだ年度途中、また年途中でございますので、令和2年度、また令和2年ベースでお答えをさせていただきますと、町へのふるさと納税の寄付額、令和2年度ですが、7,098万1,970円、そこから事業費、これはふるさと納税事業の決算額でございますが、2,884万5,037円となりまして、町民税の控除額、要するにふるさと納税しますと町民税の控除がございます。それの令和2年、令和3年度に控除されるわけなんですが、令和2年1月から12月のものでいいますと、2,085万8,946円ということになっております。

以上でございます。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 村田 定君。
- **〇5番(村田 定君)** ふるさと納税をしっかりと財源に見られるように、目標値を 持って取り組んでいただきたいと思います。

豊郷町はふるさと納税で給食費を無料にしています。また今日の新聞にも、竜王町は昨日の議会で、ふるさと納税が今年度2億になることから、見通しから、返礼品などに関わる経費を2,600万余りを増額するということが載っていました。やはりそういったことで各市町、本当に知恵を絞っております。当町もぜひ、これは商工観光課だけではなくて、町長はじめ全員が一丸となってセールスをし、目標を大きく持っていただいて、5億ぐらいの、当町であれば、予算目標を持ってしていただきたいというふうに思います。

それでは次に、デジタル社会に向けた行政の対応についてお尋ねをいたします。 政府はデジタル、規制、行政改革を一体的に議論するデジタル臨時行政調査会、こ の後臨調、を発足いたしました。岸田文雄首相は、会合で「成長を実感できる社会を 実現するためには、国、地方の制度や経済社会の仕組みをデジタル時代に合ったものにつくり直していく必要がある」と訴えました。2022年春には必要な規制見直しや法整備の方向性を取りまとめ、22年夏に決める経済財政運営と改革の基本方針に盛り込むと発表され、課題はスピード感、スピード感と言われました。

デジタル臨調での論点は、1点、書面、対面、目視、定期点検を義務づける法律などをデジタル対応にする、2、官民にデータを活用できるシステムの連携、3、分野ごとに分かれる行政のデータベース、IDなどのシステムを共通にする、4、一律規制をやめ、技術の発展に柔軟に対応できる規制に変更、5、民間企業の助言を得て国民が利用しやすい行政サービスを提供するなどを挙げ、デジタル庁を行財政改革の星にと宣言されました。

民間企業では、とりわけデジタル分野は技術の速度が目覚ましく、断続的に規制を 見直さなければ、ビジネスの現場から置いていかれる、競争力を失いかねないと言わ れております。

デジタル臨調での論点を見て、当町の取組についての考え方をお尋ねいたします。

〇議長(伊谷正昭君) 副町長。

〇副町長(中西 功君) お答えいたします。

先月開催されました第1回デジタル臨時行政調査会会合におきまして、国、地方自治体、民間の役割につきましては、5Gをはじめ、国がデジタル社会基盤の整備を進めるとともに、将来的な行政サービスをデジタル田園都市国家構想の中で具体的に実現していくことが必要というふうに言われております。

デジタル分野における本町における取組ですが、昨年度は行政手続のオンライン化を念頭に、押印の原則廃止を前提とした見直し方針に基づきまして、住民の皆様の利便性向上と事務の効率化のため、押印廃止を進めたところでございます。

今年度は、オンライン化に向けまして、全庁的な業務の棚卸しを実施しているところでございます。オンライン化による効果の検証を行い、導入効果の高いものから業務のオンライン化を検討してまいりたいというふうに考えております。

加えまして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき進められる 自治体情報システムの標準化、共通化、これにつきましても、令和7年度までの移行 を目指すこととされております。県内6町につきましては、滋賀県6町行政情報シス テムクラウド共同利用事業を通じ、連携して取り組んでまいります。 このように、デジタル庁をはじめ、国の動向も見定めながら、デジタル技術の活用による住民サービスの向上とサービス提供に係るコストの低減に努めていく所存でございます。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 村田 定君。
- **○5番(村田 定君)** このデジタル化につきましては費用がかかります。ですので 当然、費用対効果というものもしっかり見ていただかないといけないと思います。

全庁的な業務の棚卸しを実施しているというふうに答弁を頂きましたが、導入効果 の高いものからということなんですが、具体的にもう少し、その点、触れていただけ ますでしょうか。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 副町長。
- **〇副町長(中西 功君)** お答えいたします。

具体的な業務につきましては、現在検討といいますか、棚卸しの作業中でございますので、今の時点でお答えするところに至りませんけれども、数が大変多い業務につきましては、幾つかある業務の中でも数が限られておりますので、その取扱い件数が多いものをデジタル化、オンライン化することで大変高い効果が得られるというふうに見込んでいるということでございます。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 村田 定君。
- **〇5番(村田 定君)** 民間は今、もうテレワークが当たり前になりまして、非常に 効率のいいことに変えていっていますし、行政は今おっしゃったように非常に内容が 多いということで、なかなか難しいところもあろうと思うんですけれども、費用対効 果を十分考えていただいて、やはりしっかりと進めていただきたい。4年度から予算 も見て進めていただきたい。

押印等々言われましたけども、これはそんな経費のかかることではございませんので、そこらをしっかりと環境を整えていただきたいというふうに思います。

それと、デジタル社会というのは今当たり前で、全てがデジタル、デジタルになりまして、1995年以降生まれた人というのはスマホを使っていまして、全て今、Z世代といわれるデジタルの世界にいるわけですけど、やはりこの議場にいる人間は、やはりまだ、ガラケーに生まれて、デジタル社会というのは今、まさにこれからやっていかなければいけないところで、生まれたときからデジタル社会ではなかったんです。だから、そういったことで、デジタルというのはなかなか理解も、なかなか難し

いところがありますが、私は、これから行政もデジタルとグリーン、デジタルとグリーンと、この2文字をひとつ定義していただいて、デジタル社会の中でしっかりとグリーン、環境、イノベーションをしっかり起こしていただかないといけないというふうに思います。

そういったことで、国も年度も示されていますので、その辺、副町長の考え方、デ ジタルとグリーンについての考え方をお尋ねしたいと思います。

〇議長(伊谷正昭君) 副町長。

〇副町長(中西 功君) お答えいたします。

議員御指摘いただきましたとおり、行政のデジタル化というのは大変重要というふうに考えております。デジタル化を進めること、またDX、デジタルトランスフォーメーションでございますが、この推進は行政分野の改革のみならず、住民の暮らしをはじめとして、町全体に大きな変革をもたらすものであるというふうに認識しておりまして、当町におきましても、将来を見据えて着実に進めていかなければならないものというふうに認識をしております。

なぜデジタル化やDXを進めるのかということを突き詰めて考えますと、やはり住民の皆様にとって幸せなまちを築くためであるというふうに理解をしております。例えばなんですが、AIの活用で、多種多様な行政情報から必要な情報に容易にたどり着けたり、あるいは役場に出向くことなく自宅のパソコンやスマートフォンで納税ができたり、あるいは諸手続ができるというのが当たり前になるということであったり、ロボットですとか自動運転の車、それからドローンが普及することで、高齢の方であるとか障害のある方の介護とか生活支援がより充実するといったことなど、あるいはオンライン診療が普及するということで、病院への通院の負担というものが軽減されたりといったことなどが考えられますし、また、昨日も一般質問等で御議論がありました農業の分野とかでも、ITとかAI、そういったデジタル技術を活用したスマート農業ということが進むことで、省力化であるとか高付加価値化、競争力が上がるということも想定できる一例でございますけれども、無限の可能性が広がっているものというふうに想定をしております。

このため、今のデジタル化と、それからグリーンも併せて頂きましたけれども、町 としてできることについては、まだ定かに定まっているものではございませんけれど も、目指すべき姿というのはやはり町民の皆様に、住民の皆様に幸せな町を築くこと ということをしっかりと見定めて、一歩一歩着実に進めてまいるということが肝要と 考えております。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 村田 定君。
- ○5番(村田 定君) 今、副町長からロボットとかいろんなお話も聞きました。今、 生産性改善が急務でございまして、これは民間も一緒なんですけど、生産年齢人口も 減っていますし、生産性を改善、上げていかなければ駄目だというふうに思います。 人口減の時代で、成長は一人一人の能力を高め、規制緩和にも取り組んで生産性を上 げる必要があると思います。

既に民間では、今も言われましたが、ロボット、自動化で、人手に頼らないロボット化、また、コンビニでも無人店舗がやられていますし、デジタル機器や遠隔で確認する技術が非常に発達をしております。

そういったものが行政の機関でどの部分に入れられるかということはこれからの課題でございますけれども、まず一番重要視されるのはAI、人工知能ではないかなと。 その行政の効率化を生かす自治体が今増えております。

その中で総務省が、2020年度の市、区、まち、町の導入率は21.6%と言われております。19年度から見ると13.4ポイント上昇しております。しかし、その中でも1位は愛知県、2位は滋賀県なんですね。滋賀県は52.6%というふうな総務省のデータが出ております。そういったことで非常に先進県ではないかなというふうに思います。

そういったことで、副町長は県とのパイプも十分お持ちですから、そこらのところをうまく話をつないでいただいて、ぜひ愛荘町にそういう導入をしていただくことをお願いをしたいというふうに思います。

次に、すみません、1年10か月余り、コロナ禍により、ワクチン接種をはじめ、 行政として大変な局面に対応され、過去に経験したことのない状況の中、職員の皆様 には、皆様の頑張りには敬意と感謝を申し上げます。

まだまだ終息には時間がかかると予想されます。今までのコロナ禍の中で学んだこと、また今後改善していかなければならない点についてお尋ねをいたします。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 副町長。
- **〇副町長(中西 功君)** お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の流行は社会や経済に多大な影響を与えておりまして、

同時に日本のデジタル化の遅れというものも浮き彫りにされたところでございます。 昨年度の定額給付金の支給におきまして、国が設けたシステムが大量のオンライン申 請に対応できず、全国的にも大きな問題となったことは皆様の記憶に新しいところと 存じます。

一方で、新型コロナウイルスのワクチン接種におきまして、当町が導入したインターネット予約システムでございますが、7割を超える方がインターネット予約を利用していただいたということがございまして、住民の方にも、町行政にも大きなメリットがあったというふうに感じております。

また、新型コロナによる外出抑制や、外出行動の抑制や3密を避けた行動が奨励されたことによりまして、職場や地域でも様々な影響を受けたということでございますが、これへの対策としてもデジタルの活用が広がりつつあるというふうに認識をしております。

デジタル化を推進していく上での今後の課題でございますが、利用者の視点では、 デジタルに対する知識や理解の不足、個人情報漏えいなどの不安、情報端末操作の難 しさなどがあると考えますので、そうした部分を行政としても後押しして改善してい くことがデジタルの利活用の向上に結びつくものと考えております。

また、町行政といたしましては、デジタルを推進していくための専門的人材というものが不足しているという認識をしておりまして、こうした課題を整理しつつ、コロナ後を想定したデジタル化の在り方について検討し、対応してまいりたいというふうに考えております。

〇議長(伊谷正昭君) 村田 定君。

○5番(村田 定君) コロナ禍によって社会全体が大きく変わったように私は思っております。日常生活もそうなんですけども、全て職場においても、家庭においても変わったということが現実ではないかなと。

ですから今、県も12日間ゼロということで非常に頑張っていただいております。 ですから、このままいけばいいんですが、第6波は絶対行政の力で、政治の力で、絶 対に6波を起こさないような対策もぜひお願いを申し上げたいと思います。

そして、先ほどいろいろお話を頂きましたが、私は自治体の、コロナ禍によって自 治体の財政格差が鮮明に出たのではないかなというふうに思います。そういった財政 格差が非常に、このコロナ禍によって出たということについて、副町長の答弁をお願 いします。

- 〇議長(伊谷正昭君) 副町長。
- **〇副町長(中西 功君)** 御答弁申し上げます。

財政格差が大きく見られるようになったというふうな御質問だったかというふうに 思っておりますけれども、すみません、私のほうとしては、格差が大きくなって当町 にどのような影響があったのか、あるいはそれで大きく何か落ち込んだということに ついては、ちょっと認識が至っておりませんけれども、国からの交付金の事業などで、 しっかりとコロナで影響を受けられた事業者の方あるいは町民の方への対策というも のをやっていくということが大事だというふうに認識をしております。

- 〇議長(伊谷正昭君) 村田 定君。
- **○5番(村田 定君)** コロナ禍の補正で、国、県、市、町、村も全て過去にない予算規模になったと思います。ですから、それが国、県からの補償があればいいんですが、町単独でやっていく場合はやはり起債にもなりますし、やはり町民のツケになるというようなことから、しっかりそこらのところをめり張りをつけてやっていただきたいと思います。

次に、働き方改革についてお尋ねをいたします。

民間企業では、コロナ緊急事態宣言に伴い、テレワークをはじめ、交代勤務や時差 出勤など、徹底した3密を避ける行動を行いました。現在、緊急事態宣言は解除され ましたが、これが当たり前のようになりました。

働き方イノベーションとしてワーケーション、ワーク(仕事)、バケーション、これは休暇、を組み合わせたもので、ワーケーションは米国が発祥とされ、本来は休暇中にテレワークをする意味であります。

別府温泉や全国の観光地で働きながら休暇を取り、楽しむやり方です。コロナ禍で都会オフィス中心の働き方を見直す中、新しい世代のための新しい働き方として、今注目を集めます。

実証実験でも、ワーケーションを体験した人の生産性は平均20%上昇し、ストレスは37%低下したと言われております。その可能性に着目する企業は確実に増えている社会で、デジタル技術に精通した若い世代が受け入れる体制も大変重要と考えますが、庁舎行政機関等、テレワークはもちろんのこと、働き方イノベーションについても遅れていると言わざるを得ない。コロナ禍の中でも勤務状況は変わっていなく、

対面式で、民間企業から比べると職場環境は密の状態であります。住民さんからの声も、役場は多くの職員が一緒に勤務されているが、大丈夫ですかとよく聞かれます。

今、社会では大きな変革が起こっています。今後どのような改革、改善を考えてお られるのかについてお尋ねをいたします。

- 〇議長(伊谷正昭君) 副町長。
- **〇副町長(中西 功君)** お答えいたします。

昨年の春、当町におきましても、交代制による在宅勤務に取り組みましたが、あらゆる世代の住民の皆さんにとって身近な存在である基礎自治体としての事務の特性でありますとか、また、小さな町で職員数も限られており、一部事務が滞るといったことがあったなどしましたことから、本格的な導入につきましては高いハードルがあるというふうに認識をしております。

また、新型コロナウイルスの職場における感染予防対策といたしましては、3 密を避ける行動、マスクやフェイスガードの着用、飛沫感染防止シートの設置、出入口での手指消毒、日常的なカウンターなど共用部分の清掃というものを実施をしておりますけれども、徹底をしておりますけれども、これらと併せて、議員御指摘のとおり、コロナ禍における働き方改革や改善は必要というふうに認識をしております。

その取組でございますが、庁舎内の会議室など、自席以外の場所で密を避けた分散 勤務が可能となるよう、令和2年度から3か年計画で職員の業務用パソコンをノート 型に更新するとともに、ネットワークの無線化を行っているところでございます。ま た、今年度にはさらに小型軽量で持ち運びが容易なタブレット型のパソコン10台を 導入いたしまして、外部とのウェブ会議でありますとか遠隔での動画のやり取りなど に活用しているところでございます。

今後は職員の多様な働き方を推進する観点を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症やその他の自然災害等のリスクにも強い働き方改革に着実に取り組んでまいりたいと存じます。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 村田 定君。
- **○5番 (村田 定君)** 働き方改革というのは、民間でいうたら、話したら切りがないぐらい時間が要るんですが、とにもかくにも行政は、今、愛荘町は100億規模の予算を使うわけです。100億というと上場企業であります。上場企業に働く皆さん職員はやはり緊張感を持って自覚と研修をしていただきたいと思います。

だから、そういったことで、もちろんコロナ対策に対するあれも大事でございますが、職員の適材適所、また職員の研修の重要性、こういったものをしっかりとやっていただいて、お願いをしたいということを思います。そこについて、最後、副町長のほうからまとめをお願いいたします。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 副町長。
- **〇副町長(中西 功君)** お答えをいたします。

答弁、繰り返しになりますけれども、町としての業務の特性上、なかなか在宅勤務を一足飛びに進めるというのは、なかなか環境が整っていないというような状況で、難しいところがございますけれども、段階的にも着実に働き方改革というものは進めていかなければならないと思っておりますし、その環境整備も努めてまいりたいというふうに思います。

あと、併せて御指摘を頂きました職員の資質の向上、研修の部分につきましても、 市町村の研修センターでの研修も積極的に受講するように私のほうからも呼びかけて おりますし、担当課のほうからも広く案内はしてもらっているところでございます。 住民の皆さんにじかに接する職員の資質、スキルというものは大変重要というふうに 認識しておりますので、引き続き研修をして、研修を受けることで職員の資質向上と 職員体制の強化ということに努めてまいりたいと存じます。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 村田 定君。
- **〇5番(村田 定君)** ありがとうございました。

以上で私の質問を終わりますが、とりあえず行政は何はともあれ信頼、信頼が一番 私は大事だと思います。そういったことで、一人一人が責任を持った行動を取ってい ただき、それぞれが能力を発揮していただくようにお願いを申し上げて、私の一般質 問を終わります。ありがとうございました。

〇議長(伊谷正昭君) ここで暫時休憩をいたします。 1 時 2 0 分まで休憩をさせていただきます。 1 時 2 0 分です。

休憩 午後 0 時 2 1 分 再開 午後 1 時 2 0 分

- **〇議長(伊谷正昭君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。
 - 一般質問を続けます。

◇ 河村善一君

〇議長(伊谷正昭君) 9番、河村善一君。

〇9番(河村善一君) 9番、河村善一です。一般質問を行わせていただきます。

大きく5つについて、1つ目は町スポーツ少年団の発展を願って、2つ目は障害児者の生涯にわたる地域拠点の検討協議会の設置を求めて、3点目はお腹の赤ちゃんの応援給付金の延長支援について、4点目は愛知川小学校前の歩道橋の設置について、5点目は金剛苑の存続を求めて、大きく5つについて質問させていただきます。ちょっと質問が多いので早口になるかもしれませんが、よろしくお願いしたいと思います。第1番目、町スポーツ少年団の発展を願って質問させていただきます。

7月23日に開会した東京2020オリンピックでは、彦根市出身の大橋悠依選手が女子400メートル個人メドレーと女子200メートル個人メドレーで金メダルを獲得し、2冠に輝かれた。このことはコロナ禍の中でのうれしい話として、滋賀県民全員に夢と感動を与えていただきました。

また、9月5日に開会した東京2020パラリンピックでは、栗東市出身の木村敬一選手が100メートルバタフライS11で金メダル、100メートル平泳ぎSB11で銀メダルを獲得されました。甲賀市出身の宇田秀生選手はトライアスロンで銀メダルを獲得されました。

そのほかオリンピックに出られた滋賀県選手の活躍は、メダル獲得には至らなかったものの、元気いっぱいの頑張りに勇気と感動を頂きました。愛荘町からも若い人たちが今後のオリンピックで活躍することを願うところであります。

これから質問に入ります。現在、愛荘町にスポーツ少年団がありますが、次のことについてお尋ねいたします。

問1は、どういう問題でつくられ、どのような活動をされているのか。

2つ目は、現在活動されている団体は何団体で、その団員数と指導者は何人おられるのか。

問3、この団体の中のサッカー部のみが統一されているが、それ以外の部は愛知川 地区と秦荘地区に分かれている。今後統一していかれるのか、どのように考えておら れるのかについてお尋ねします。

〇議長(伊谷正昭君) 生涯学習課長。

〇生涯学習課長(陌間秀介君) 失礼します。それでは、3つ頂きましたまず1つ目の少年団の創設目的、活動内容についてということで御答弁申し上げます。

日本スポーツ少年団は、昭和39年の東京オリンピック競技大会に先立ち、オリンピック青少年運動の一環として、昭和37年にスポーツによる青少年の健全育成を目的に創設をされたもので、愛荘町では日本スポーツ少年団の目的に従い、合併後の平成18年5月14日に愛荘町スポーツ少年団として設立をしたところでございます。

愛荘町スポーツ少年団では、学校教育の活動外におけるスポーツを通じた青少年の 心身の健全な育成に資する活動として、各団がスポーツ活動を通じて喜びや楽しさを 体験し、協調性や創造性などを育みながら、よき社会人として成長してくれることを 期待し、指導者の方やスタッフの方々などが関わりながら活動をしていただいている ものでございます。

2つ目の活動団体の何団体、それから団員数、指導者数でございますけれども、現在、愛荘町スポーツ少年団は6種目11団体が所属をしていただいており、団員数は全体で421名、指導者はスタッフを含め97名でございます。

続きまして、3つ目です。サッカー以外の団体の統一ということでお尋ねの部分でございます。町内の6種目ある団体のうち、同じ種目で統合されています団体はサッカーの1団体のみとなっております。各競技種目それぞれの団体におきまして重ねてこられた歴史があり、各団体から統一していくお話があったわけでもなく、担当課としても、そのような状況ではないと考えております。

今後、団員数の変化によりまして、それぞれの競技団体におきまして統一すること への機運などが高まったときには、協議の場を持つなどの支援をしてまいりたいと考 えております。

以上でございます。

〇議長(伊谷正昭君) 河村善一君。

○9番(河村善一君) 河村善一です。この統一についてですが、サッカーを見させていただいたら、愛知川の地区の方と秦荘の地区の方がおられて、一緒に仲よくやっぱりされている。サッカーの場合は学年によって随分、6年生、5年生、学年によって分かれていくんですが、やっぱり統一されているほうが、愛知川地区、秦荘地区、愛荘町としての行動もされやすいと僕は思うので、やはり声かけはして、できるだけ統一されるように持っていくべきだと思うんですが、再度課長の意見を聞いておきた

いと思います。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(陌間秀介君)** ありがとうございます。

今年度に入りましてから、各スポーツ少年団、個々の団とお話を持つ機会を持たせていただいている中で、いろんなことをお話を聞かせていただいております。先ほど御答弁させていただきましたけれども、そういったお話も少ししながらということですが、やはりそれぞれの活動しておられる団体のやはり歴史がございますので、こちらのほうから一方的にどうだということはなかなか難しいのかなというふうに思っております。

ただ当然、子供たちが減少していくとか、スポーツ少年団によっては入っておられる団員数が少なくなっていくということで悩んでおられるところもございますので、そういった御相談があれば支援ということで、それぞれの団体さんの間でお話を頂くところの協議という場をつくらせていただいて、お話を、それぞれがそういう思いをお持ちだということであれば、させていただくということかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 河村善一君。
- **〇9番(河村善一君)** 次について質問していきます。

今回、町スポーツ少年団のサッカー部の活動を見させていただきました。サッカー部は団員数が112名で、指導者が12名と大所帯であり、学年に分かれて練習、試合されていました。

その中、6年生は16名で秦荘グラウンドで練習試合をされているのを見学しました。また、その後、6年生の県大会が野洲川歴史公園のサッカー場、ビッグレイクでされていたので見に行ってきました。観戦はサッカーコートのフェンスの外からの観戦でしたが、子供たちが必死にボールを追いかける姿を見て感動を覚えましたとともに、何歳か自分が若くなったような気がしました。その日は5対3で愛荘チームが勝ちました。6年生と保護者は大変喜んでおられました。

サッカーを見ている中で、またその後、監督及び保護者との話合いをしました。そこで次の何点かについてお尋ねします。ずっと読み上げていきますので、答弁をお願いしたいと思います。

問1、町側から照明代の負担をお願いしたいと言われているそうだが、今までどお

りできないものなのか。子供たちの育成、応援する立場で考えてもらいたいと思うが、 どうか。

問2、中央スポーツ公園の天然芝施設の増設を求めておられるが、その考えはあるか。また、サッカーは小さい子供から大人までできるスポーツであり、サッカー人口が増えているのが現状である。そのことを考えればサッカー専用コートがあってもよいのではないかと考えるが、どうか。

問3、指導者補助金について、援助はされているようだが、指導者の個人負担が多くなってきているとのことである。今後、指導者負担が懸念される中、指導者不足が懸念される中、指導者の資格更新費用の補助はできないか。指導者は土日と平日の夜も練習と試合の指導にボランティアで出ておられることを考えると、援助があってもよいと考えるが、どうか。財政支援の中で、ふるさと納税の一部から青少年育成の応援はできないものか、また、青少年育成資金を募ることはできないかお尋ねします。

問4、ラポール秦荘のはつらつドームでサッカーの練習を行いたいと尋ねられたが、 できないか。

問5、秦荘西小のグラウンドの使用について、生涯学習課から秦荘西小に移動するように言っているようだが、練習で使っているのは低学年、キッズと1年、2年生と女子であり、保護者からは、駐車場からグラウンドまで近く、見通しがよいので、ぜひ秦荘西小のグラウンドでやりたいとの強い要望があるが、どうか。

問6、会場使用申請について、もっと簡素化できないか。学校使用の場合、毎月学校に行って許可をもらって生涯学習課へ行かなければならないとのことで、相当な負担となっている。今後、インターネットで申請できるようにしてもらえないか。

問7、庁用バスは使用できるのか。庁用バスが借りられない場合、レンタカーを借りることになるが、そんなときなどに補助金は出るか等についてお尋ねいたします。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(陌間秀介君)** 失礼します。それでは、御質問いただきました7点につきまして御答弁申し上げます。

1点目でございます。照明の負担ということでございますけれども、施設の照明料のお話につきましては、8月20日開催のスポーツ少年団常任理事会におきまして、各施設の年間電気料金支払い総額を提示させていただいた話であると理解をしております。

スポーツ少年団の活動は、学校教育の活動外におけるスポーツを通じた青少年の心身の健全な育成に資する活動であり、スポーツ少年団が学校体育施設及び社会体育施設を利用される場合の使用料及び照明料金は100%減免するなどの支援をしているところでございます。

現在、スポーツ少年団加入団員数は、町内の幼児、児童、生徒数全体の3割未満であり、様々な選択肢がある中で未加入者との公平性も考慮していく必要があろうかと思います。また、施設を安心、安全に維持し御利用いただくためには長期的な視点で考えていく必要があります。

今回、各施設の年間電気料金をお示しをしたことは、電気の消し忘れなどの基本的な部分の徹底をいま一度お願いし、施設を大切に長く使っていただきたい旨を説明をさせていただいたところでありまして、今すぐに徴収をしていくという考え方は持っておりません。

続きまして、2点目でございます。天然芝の増設と専用コートということでのお問いです。

中央スポーツ公園の天然芝グラウンドでは、令和元年度からナイター使用を含め、 スポーツ少年団サッカー部の方々に御利用を頂いております。また、町内にある各施 設をそれぞれの競技団体が調整をしながら御利用していただいているものと考えてお ります。スポーツ少年団全体の人数は、少子化とともに校外活動の多様化などを背景 に減少しており、今後の利用状況を注視してまいりたいと考えております。

3点目です。指導者資格への補助、援助の創設ということでございます。

スポーツ少年団の指導者は、団員の指導を行うに当たり、従来の指導者資格、スポーツ少年団認定員及び日本スポーツ協会スポーツ指導員資格でございますけれども、 それらを令和5年度までに日本スポーツ協会が定めたスタートコーチ及びコーチングアシストの資格に移行をしていただく必要があります。

令和2年度からの移行期間として順次手続をしていただいておりますが、移行もしくは資格取得に当たり、初期登録費用3,000円と資格登録料1万円を御負担を頂くこととなります。指導者資格は各少年団に付随するものでなく、取得者個人の資格であり、全国で資格活用が可能となるため、基本的には資格取得者が負担することが原則となります。

スポーツを通じた青少年の心身の健全な育成に資する活動の支援に関わっていただ

いております指導者の方々ばかりでありますので、スポーツ少年団の指導者への資格取得に対し、更新1回当たり4,000円を支援をしており、御理解を頂きたいと考えております。

また、ふるさと納税は毎年予算で財源充当先を定めているもので、教育振興として 財源充当することは可能であると考えております。

青少年の健全育成に資する目的としたクラウドファンディングにつきましては、他の地域での団体支援の事例などはありますが、御提案いただいている指導者支援への適用は難しいと考えております。

次の御質問です。ラポール秦荘はつらつドームでの使用の件でございます。

ラポール秦荘はつらつドームは、子供から高齢者までが気軽に体を動かし、家族や地域団体の触れ合いなどを楽しむことを目的として整備された福祉施設です。また、整備当初から用途により利用制限している施設でございます。ボールを使用しない体力づくりなど、交流事業での利用は可能かと考えますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

次の御質問です。練習場所の移動ということについての御質問でございます。

学校体育施設につきましては、学校教育法第137条、社会教育法第44条第1項及びスポーツ基本法第13条の規定に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)でございますけれども、を行うに当たり、学校、幼稚園の施設を一般住民に開放する定めに基づき開放をしているものでございます。

学校体育施設は、施設そのものが学校教育に必要な施設として整備をしていることから、フェンスの高さなど、学校教育外の活動に対しては十分でないところもあります。

秦荘西小学校のグラウンド利用につきましては、以前より周辺の住民の方々からいろいるな御意見を頂いておりまして、指導者を含む団体の方々と協議の上、令和4年4月から秦荘東小学校グラウンドで活動していただくこととなったものでございます。 秦荘東小学校のグラウンドは秦荘西小学校のグラウンドよりも広く、子供たちが伸び伸びとサッカーができる環境であると考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

次の質問でございます。会場使用申請の簡素化ということで御質問でございます。

学校体育施設につきましては、学校教育で利用されない日に限り開放しているものであり、学校長の利用許可書がない限り貸出しをすることはできないことから、毎月の申請が必要となっているものでございます。

しかしながら、御質問のように利用手続が煩雑であるとの御意見も頂いていることから、ICTを活用した利用環境を整備していくことは効果的であると考えておりますので、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

最後の御質問です。レンタカーへの補助ということでございます。

庁用バスにつきましては、スポーツ大会に出場する場合で、滋賀県、愛荘町または 団体の上部組織などが主催、共催するスポーツ大会に町を代表して出場する場合に限 り使用することができます。

また、愛荘町体育協会及び愛荘町スポーツ少年団に加盟、登録している団体が、公式大会に選手などが出場する場合で庁用バスが借用できない場合に、乗車定員が10人以上のマイクロバスなどの借り上げによる対応しかできない場合、活動支援を行うことを目的に、その費用の一部を助成をしております。助成の内容は、1団体上限5万円を限度額とし、年間1回限りの助成としております。

以上でございます。よろしくお願いします。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 河村善一君。
- **〇9番(河村善一君)** ここの中の1つだけ再質問させていただきます。秦荘西小学 校のグラウンドの使用についてであります。

保護者のほうはまだやはり秦荘西小学校をぜひ使いたいと、駐車場からグラウンドまでが近い、その視野の中に入っている、それとキッズ、1、2年生、それと女子というようなことの使用であるので、ぜひそこは何とかしてもらえないかという要望を聞いております。今も話はしたことはおっしゃっていると思いますが、再度、やはりゆっくりと時間をかけて話をしていただいて、納得していただくようにしていただきたいと思いますが、そのことについて回答をお願いしたいと思います。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(陌間秀介君)** ありがとうございます。このことに関しましては、 従前より御利用いただいているときに周辺の方々からいろんなことを、今、最近とい うことではなくて、ここ何年もそういったお話があったということでございます。そ の中で団体の方々とお話を、今年度に入ってからそういうことが何回も続いているの

でということで、そういうお話を、調整をさせていただいたというところでございます。

学校の施設ということですので、学校教育の活動の場として活用しているということで、なかなかフェンスをということとかはなかなかできにくいかなということがあります。その使っていただいております西小学校のグラウンドが、やはりスポーツ少年団で利用していただいている状況と合わなくなってきているというふうに理解をしておりますので、御理解を頂きたいというふうに思います。

〇議長(伊谷正昭君) 河村善一君。

〇9番(河村善一君) 十分に話合いというか、理解いただくようにお願いしたいと思います。

少年団サッカー部の代表の方から、話して、こういう質問をするよということで話をしておりまして、要望となるとお金のことばかりになりますが、一番の思いはスポーツ少年団の発展をつなげたいと考えています。この活動は究極のボランティア活動であり、地域発展にもつながると思います。町を挙げて地道に活動しているスポーツ少年団にスポットライトを当ててほしいと思っております。

また、スポーツ少年団の活動は、子供、保護者、指導者の3者の関係がうまく絡み合って成り立ちます。1つの歯車が狂っても成り立ちません。代表である私は指導者を守り、保護者と連携し、子供たちが生き生きとした活動ができるように努めています。今後も生き生きとした子供たちの笑顔が見られ、スポーツ少年団が発展することを願っていますというようなコメントを頂いております。本当にスポーツ少年団が元気よく活動していることを願うばかりであります。

次に話を進めます。例年だと夏休みに6年生はサッカー合宿をされていたそうですが、今年はコロナ禍の緊急事態宣言中でもあり、8月、夏休みの合宿ができませんでした。しかし、10月に入って緊急事態宣言が解除されたので、11月に6年生の思い出づくりの一環として、愛知川ふれあい本陣の体験交流、滞在施設で宿泊合宿されたとのことでありました。子供たちは非常に喜んでいたと言っておられました。これからのスポーツ少年団のサッカー部の祈念を祈念したいと思います。

また提案ですけれども、ふれあい本陣の体験滞在施設、今まで町外とか県外とかということを言っていたんですが、こういうように町内の人の使い方、使い道もあってもいいのではないかと。スポーツ少年団の方がやはりほかのところへ、町外へ出るの

が難しかったら、こういう施設の利用というのはあってもいいかなと思っております ので、ここで町長の感想など、スポーツ少年団へのエールでも、メッセージでも頂け ればありがたいと思うんですが、お聞きになっての感想を聞きたいと思います。

- 〇議長(伊谷正昭君) 町長。
- **〇町長(有村国知君)** この子供たちが滞在をした、合宿をしたということでお話を 頂きました。

恐らくこの夜だったのかなというふうに、夕方だったのかなと思いますけれども、 私がちょうどふれあい本陣に行ったときに、子供たちとお母さんたちが非常ににぎや かにしていたので、どういうグループさんでいらっしゃるのかなと思いながら、大変 すてきな光景を見せていただいたなと思っていたことがありましたので、もしかした らこの夕べだったのかもしれません。

やはり町内の、特に子供たちがふれあい本陣の宿泊施設を利用する、活用するということ、大変良いことだというふうに思います。彼らが長じたときに、自分たち、ここで合宿をしたなということは、それはすなわち思い出、愛着というところに当然つながってまいりますので、またそういうような使い方ということをしていただけるということも、皆さんに情報発信、啓発もしていければというように思います。御意見ありがとうございます。

- 〇議長(伊谷正昭君) 河村善一君。
- ○9番(河村善一君) 町長、ありがとうございました。その日のサプライズとして、 たまたまその日に日本電産の花火が上がったそうなんですよ。八幡神社からみんなで 感動して花火を見たということをおっしゃっていましたので、本当にいい思い出がで きたなと私は思っております。

次、2番目の質問に行きます。障害児者の生涯にわたる地域拠点の検討協議会の設置を求めてについて質問いたします。お尋ねします。

9月定例会の一般質問で、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画についてお尋ねしましたが、その中間の進捗状況について、彦根市では11月24日に専門委員会で報告されると聞きました。愛荘町はいつ、どこで開催されるのか、また、傍聴できるのかお尋ねします。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 福祉課長。
- **〇福祉課長(田中孝幸君)** それではお答えさせていただきます。

第6期障がい福祉計画等の事業推進に当たっては、様々な分野、領域における品質 改善や業務改善等に広く活用されておりますPDCAサイクルのマネジメント手法を 用いて取り組んでいくこととしております。

その評価、チェックにつきましては、愛荘町障がい者福祉施策推進会議で進捗状況 及び成果指標の達成状況を報告し、意見等を聞くとしており、令和4年2月中旬に愛 知川庁舎で開催する予定をしております。その傍聴につきましては、愛荘町障がい福 祉施策推進会議傍聴要綱の定めに基づき傍聴していただけます。

障害のある人が暮らしていきやすいまちをつくり上げていくとともに、障害の有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重し合う共生社会を実現していくためにも、多くの方に傍聴していただきたいと思っておりますので、議員お知り合いの方にもお声かけいただければと存じます。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 河村善一君。
- **〇9番(河村善一君)** 次に進みます。

7月に日野町のわたむきの里の酒井施設長のお話を聞かせていただきました。非常に感銘を受け、愛荘町にも日野町と同じような施設はできないかと思い、9月定例会で一般質問させていただきました。

11月になってコロナ禍の緊急事態宣言が解除されましたので、それを受け、愛荘 町障がい児者保護者会でわたむきの里の施設見学をさせていただきました。

わたむきの里は日野記念病院裏に位置し、国道307からも近く、日野町の中心部にあります。ここにできたのは、町からの全面支援があってできたとおっしゃっていました。その後も町と一体で障害者の福祉に取り組んでこられたことをお聞きしました。

視察時に、作業所内で89歳の方が、高齢者施設に入所されるのではなく、長年働き続けたわたむきの里で働き続けたいという本人の意思を関係機関全体が受け止められて、わたむきの里のグループホームから毎日元気に通所し働いておられることに大変驚きました。

また、同じ作業所内で電動車椅子を利用して日常生活を過ごされている重度の身体 障害の方が、限られたスペースを有効に活用して、ヘッドギアの額の部分に装着した スティックを巧みに操作して、事務処理のお仕事を一生懸命取り組んでおられました。 また、年間を通して毎日資源回収に取り組んでおられるエコドームでは、地域全体 を巻き込んだ活動を推進することで、利用者の皆さんが生き生きと輝き働いておられました。

施設内見学後、今年度新規開所をされたグループホームのぞみの見学をさせていただきました。障害が重くても住み慣れた町で暮らし続けたいという御家族、障害のある方の願いを受けた場所であり、すばらしいホームでした。ただ新規にグループホームを補助金で建てるのではなく、来年の春に卒業される全盲の方が地域でどのように安心して働き暮らせる生活を実現するのかを三位一体(本人家族、町福祉行政、わたむきの里)となって検討した結果、卒業する1年前に整備をされました。また同時に、グループホームを離れて独り暮らしを目指す方々のために、ワンルームタイプの体験型自立訓練棟も同一施設内の棟続きに整備されていました。

利用される方の使いやすさだけでなく、日常の支援をされるキーパーさんへの介助 負担軽減につながる最新の福祉機器も導入され、安全、安心につながる細やかな工夫 がされていることに驚きました。

今回、一連の研修を通して、愛荘町と日野町との福祉施策に基づく施設整備の考え 方に大きな格差を感じました。これからは、障害のある方もない方も、誰もが関係諸 機関と一体となって気軽に語り合える、愛荘町障害児者の生涯にわたる地域拠点の在 り方検討協議会の設置が必要と考えますが、どうでしょうか。お考えをお聞かせくだ さい。

〇議長(伊谷正昭君) 町長。

○町長(有村国知君) 町内には、障害のある子供に対する児童発達支援や放課後等デイサービス、大人が利用する日中支援としての生活介護や就労支援としてのB型作業所、居住支援としてのグループホーム、必要な情報の提供や助言・サービス調整を行う計画相談支援事業所など、多くの障害福祉サービス提供事業者があります。このことは、町が障害福祉を進めていく上で大きな協力を得られる存在であり、この強みを大いに生かした福祉の充実を図っているところです。

議員御提案の、障害のある方もない方も誰もが関係諸機関と一体となり気軽に語り合える場の設置については、地域福祉の視点に基づき、町民や事業者、ボランティア、社会福祉協議会、そして町が連携した地域共生社会の枠組みで、計画書にある「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」での包括支援体制づくりにおいて進めてまいりたいと考えております。

障害のある方やその御家族、障害福祉サービス提供事業所や民間企業など、多くの 方々に参画していただき、多方面からの意見を頂戴し、次期計画に盛り込んでいくよ う努めてまいります。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 河村善一君。
- ○9番(河村善一君) これからこの検討協議会で、やはり地域の保護者の方、障害 児者の方、その方たちも参加してそういう協議会、今後の福祉計画を立てていってい ただきたいと思いますし、そういうふうに行動もしていきたいと考えております。あ りがとうございました。

次に進んでまいります。 3点目、お腹の赤ちゃんの応援給付金の延長支援について お尋ねします。

9月の定例会の最終日、9月24日に提案されました請願第1号 妊婦とお腹の赤ちゃん応援給付金の延長と恒常的なお腹の赤ちゃんの支援に関する請願書は、議員全員が替成していただき、可決していただきました。

請願趣旨は次のとおりです。1、コロナ禍においても、妊婦さんとお腹の赤ちゃんを応援する、妊婦とお腹の赤ちゃん応援給付金の延長と、恒常的なお腹の赤ちゃんの支援を求める。1つ、コロナに感染した妊婦は自宅療養ではなく、安全な場所で母子2つの命が守られる体制づくりを求める。

そこで、次のことについてお尋ねします。議会の議決は重いものであり、それぞれ について町の考えを問うとともに、早い施策の実行を求めますが、どう考えておられ ますか。

2つ目、特に上の1の妊婦とお腹の赤ちゃん応援給付金の延長については今年度の 支給を求めるものであり、来年3月31年までに生まれた赤ちゃんにまで支給される ことを求めますが、どう考えておられるのかお尋ねいたします。

- 〇議長(伊谷正昭君) 町長。
- ○町長(有村国知君) 請願1点目の妊婦とお腹の赤ちゃん応援給付金につきましては、先般閣議決定されました子育て世帯の臨時特別給付金を活用し、今年度中に生まれた赤ちゃんへの給付を昨年度と同様に町単独で上乗せて実施したいと考えており、当該補正予算を今期定例会中に追加提案させていただくべく検討を進めているところです。

また、請願2点目の、コロナに感染した妊婦とそのお腹の中の赤ちゃんの2つの命

を守る体制づくりにつきましては、既に新型コロナウイルス感染された妊婦の受入れ 体制が滋賀県内で整備されております。

具体的には、妊婦のリスクマネージメントを各所管保健所とかかりつけ産科医とで総合的評価を行い、その結果を踏まえて、滋賀県コントロールセンターにおいて、県内の搬送先医療機関の調整が行われるものです。このため、妊婦の方が万一新型コロナウイルスに感染された場合でも、自宅療養ではなく、医療機関で安心して療養、出産できますので、御安心いただきたいと存じます。

今ほども御答弁をさせていただきましたが、今年度中、つまり今年4月1日から来年3月31日までに生まれた赤ちゃんに、子育て世帯臨時特別給付金の活用により、昨年度と同様に町単独で上乗せ給付を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 河村善一君。
- **〇9番(河村善一君)** ありがとうございます。

今、町長がお答えいただきました、最後のほうでおっしゃっていただいた、今年4月1日から来年3月31日までに生まれた赤ちゃんに、子育て世帯への臨時特別給付金ということの活用により、昨年と同様に町単独で上乗せするということでお答えいただきました。その金額についてはどのように考えておられるのか、今考えている、お答えできる範囲でお願いしたいと思います。

- 〇議長(伊谷正昭君) 町長。
- **〇町長(有村国知君)** お尋ねを頂きました金額というところでございますけれども、この12月に改めて提案をさせていただきたいというふうに考えておるものでございますけれども、昨年と同様、1万円の上乗せということを考えております。
- **〇議長(伊谷正昭君)** 河村善一君。
- ○9番(河村善一君) お答えいただきましたので、ありがとうございます。私も再質問で、昨年の9月28日には、定例会最終日に一般会計補正予算として、妊婦とお腹の赤ちゃんに10万円プラス1万円の支給をしていただいたということで、再質問しようというところでございましたが、町長のほうから答弁いただきましたので、よろしくお願いしたいと思っております。

次に進んでまいりたいと思います。第4点目、愛知川小学校前の歩道橋の設置についてお尋ねいたします。

平成31年3月の定例会の一般質問で道路拡張についての質問を行い、愛知川小学校前の急カーブの改善を求めました。令和2年度の道路幅を広げるため、土地を購入され、道路側溝を付け替えられました。その後、ガードレールを設置されましたが、当初予定されていた歩道橋は今なお設置されていません。そのため、子供たちの通学は非常な危険を生じています。この事業は一体に進めるべきものであったにもかかわらず、何ゆえ1年間放置されたのかお尋ねいたします。また早急な設置を求めるが、どうでしょうか、お尋ねいたします。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 建設・下水道課長。
- **〇建設・下水道課長(羽田順行君)** 河村議員の御質問にお答えします。

当該箇所につきましては小学校前の急カーブとなっている道路で、見通しも悪く、 歩道も設置されていないため、児童が通学する際には大変危険であると、以前からP TAなど関係者から指摘をされていました。

その隣接する土地において、民間業者が宅地開発されるため、同業者と再三交渉を 重ねた結果、歩道用地の協力を頂き、町において令和2年度に約40メートルの区間 の道路側溝設置やガードレールなどの安全対策を講じ、歩道整備を行いました。

しかし、隣接する東導寺川の部分も整備しないと、児童が一旦車道に出て通学することになるため、危険な状況が残ります。橋梁の詳細設計ができていなかったこと、 予算内での整備が困難であったため、当時は一体整備が行えなかったものでございます。

議員御指摘のとおり、できるだけ早期に側道橋を設置し、児童の安全確保を図りたいと考えております。現時点におきましては、令和4年度に橋梁詳細設計を行い、令和5年度に工事を発注し、早期に完成させたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 河村善一君。
- ○9番(河村善一君) この事業は自治会へ来られて説明されたときに、設計計画書ですか、道路幅の拡張と歩道橋が一体となった図面で説明されて、住民というか、それも納得して進められたと僕は思うんです。設計図見てたら一体型なんですよ。一緒にできるとやっぱりみんな思っているわけですよ。ほんで今現在、みんなが危ないな、危ないなと言うようなところなんですよ。

ほんで、僕は、年度を越えるのは事業計画で仕方ないと僕は思うんですけれども、これ、今見ていると、もう1年、来年計画して再来年、こんなばかなことが僕はあるのかなと思うぐらいなんですよ。やはり事故が起こってからでは危ないので、やはり早急にこの事業は早くしていただきたいと考えております。やっぱり現場を見ていただくとよく分かるので、今これから、あそこに家が建ったりすると余計にまた危なく、今現在見えるからいいんですよ。まだ私、沓掛から行くとき、中宿のほうから、外周りじゃない、内側を走ってこられる。車はやっぱりそこの橋のところは本当に危ない状態なので、そこに人が、子供たち、通学のために人が寄ってくるので、やっぱり現場を見て判断をしてもらいたいと思うんです。

やっぱり地域でもですけど、やはりできたら今年度中に造りたいと思っているんですけど、今年度できなくても、来年度にはぜひやっていただかなかったら納得できないのではないかと思いますが、そのことについて回答を求めたいと思います。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 建設・下水道課長。
- **〇建設・下水道課長(羽田順行君)** 朝夕の交通量も多く、急カーブで見通しも悪いため、早急に設置が必要だと考えておりますが、予算や他事業との整合などを図っていきまして、できるだけ早期に設置できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(伊谷正昭君) 河村善一君。
- **〇9番(河村善一君)** できるだけ早くお願いしたいと思っております。

次に質問させていただきたいと思います。 5番目、金剛苑の存続を求めてお尋ねしたいと思います。

先日、蚊野外514にある金剛苑を訪ねました。きれいに清掃されていて、玄関前では、甲良養護学校の生徒さんが藍染め体験が終わったのか、自分たちの作った藍染め作品を広げながら記念写真を撮っておられました。その後、ぽつぽつと訪ねてこられる人がありました。

金剛苑は、明治22年創業の川口織物有限会社が、かすりの染織りや正藍の技術資料館として昭和53年、提出書には56年と書いてありますが、申し訳ない、訂正していただいて、53年に設けられた施設です。

5,000坪の広い園内には、資料館、金剛庵、染色工房、蚕室、庭園、桑園があり、

伝統工芸品、近江上布秦荘紬の資料の保存、技術・技法の伝承と、麻、藍の栽培、家 蚕、天蚕というんですか、飼育等もされています。

建物は豊国村の役場、島川にあった秦荘西小の小学校、愛東町にあった建物とくず 家を移築された大変貴重なものであると思いました。

その金剛苑が、新型コロナウイルスのため訪れる観光客が激減したため、また、建物の老朽化がひどく、経営的な面からか、11月をもって閉じられるとお聞きして、 慌てて訪ねていったところです。

金剛苑を尋ねたとき、社長はおられませんでしたが、すぐにお越しいただきました。 社長にお会いして、「今回金剛苑を閉めるとお聞きしたが、本当ですか。閉鎖後の金剛 苑について、どうされるんですか」とお尋ねしたところ、社長は、「今のところ閉めた 後のことは何も決めていません」との御返事でありました。「11月になって金剛苑を 閉じることは、町はじめ関係機関にお伝えさせていただいている」とおっしゃってい ただきました。

経済産業省認定ふるさと産業50選に指定されている金剛苑を何とか存続できないかと思う1人であります。金剛苑を存続しようという町民の機運が大切であると思いますが、次のことについて町の見解を求めます。

1つ、コロナ禍で入館者数が減っているが、収入減少の補塡はできないか。 2、歴 史的な建物である建物の老朽化の修繕費用の補助はできないか。その他、国及び県の 支援はできないものか、町長にお尋ねいたします。

〇議長(伊谷正昭君) 町長。

○町長(有村国知君) 手おりの里金剛苑の閉苑につきましては私も承知をしておるものでございます。金剛苑は、かすりの染織り、正藍染めの技術伝承資料館で、見学や研修を通し、伝統工芸の麻織物や絹織物について学習できる施設として、川口織物有限会社様が昭和53年にオープンされ、それから今日までの約43年間にわたり、その役割を果たしてこられました。町の伝統工芸の歴史を伝え、残したいという熱い思いで今日まで営業をお続けいただきましたことに敬意と感謝を申し上げます。

また、5,000坪の敷地には見事な庭園があり、アジサイ、桜や紅葉など四季折々の表情を見せ、映画の撮影で使用されたこともあるかやぶき屋根の民家も保存され、施設の管理面でも大変な御苦労がおありであったことと存じます。私もそのような金剛売が閉苑されることにつきましては大変寂しい思いでございます。

議員お尋ねのコロナ禍の影響による減収の補塡につきましては、現在、国、県及び 町が設けている事業者の方への各種の支援制度を御活用いただけるものと拝察してお りますので、御利用を頂ければと存じます。

続きましての御質問でございます。確認をいたしましたところでは、金剛苑の建物の修繕費用に係る補助制度は該当するものがございませんでした。先ほども御答弁いたしましたとおり、現在、国、県、町が設けている各種の事業者支援制度の活用について御検討いただけますればと存じます。

〇議長(伊谷正昭君) 河村善一君。

○9番(河村善一君) 先日そこを尋ねたときに案内していただいたのが寺田知司さんで、2年前までというか、5年前に愛荘町の麻の応援隊、地域おこし協力隊として3年間務められ、その後、奥さんと子供さんも愛荘町に移住され、地域活動に積極的に今現在参加されていると聞き及んでおります。大学時代は染物を学び、愛荘の秦荘染めというか、それに魅せられて希望して来られたというお話で、熱い説明に感動いたしました。

このことを何人かに、今こうだよというようなことをお伝えしたところ、金剛苑の存続、大事ですねと、明治時代からの重要な産業の存続、愛荘町の、それは残すのは使命ではないかと。また、金剛苑のことを初めて知りました、存続をお願いいたしますというような応援メールみたいなのが来ております。

今、我々が何ができるかということを思うところはあるわけですけれども、今度、 12月10日と11日に、最後、無料でそこの金剛苑を開放されると聞き及んでおります。それをぜひ、また町民の皆さん、多くの方に見ていただいて、今後そういう文化伝統とか、そういうようなものをぜひ、残す必要があるならば残していくべきだと思うし、ぜひ見ていただきたいと思います。

また、特に今日の中日新聞、ちょうど今日、中日新聞に入っていたわけですけど、「金剛苑、惜別の無料開放、染色や生活伝え続け40年」として特集記事を掲載していただいております。私が知ったのは11月12日の夜に知りました。これは何とか、ほとんどの、私もですけど、秦荘の方もほとんど御存じないまま閉鎖されていって、なくなっていくのかなということだと寂しい限りであります。

その文化伝統というもの、愛荘町でもそういうようなものを存続していこうというような機運であるだろうと思います。1つの企業のものではありますけれども、その

文化伝統というか、そういうふうなものは維持し存続していかなければならないのではないかと、こう考えております。

そういう意味においては、本日皆さんに見ていただきながら、またお願いしたいと思いますが、ここの答弁の中に、国、県、町が設けている各種の事業制度の活用について御検討いただければと思いますが、ぜひ町もそういうようなものを、紹介できるものは紹介していただいて、存続に向けて協力できれば協力するように考えていただきたいと思いますが、町長、どのように思われるかお尋ねしたいと思います。

- 〇議長(伊谷正昭君) 町長。
- ○町長(有村国知君) 今ほど存続に向けてということでおっしゃっていただきました。再びの御質問でございますけれども、なかなかにずっとこれだけ長い期間を運営してこられた中で、その存続ということがこのたび1つの事業判断として難しいということに至られたわけでございます。そういう点におきましては、現下、現状のお取組ということをそのままということは、河村議員も恐らく御承知だと思いますけど、なかなか難しいものだというように存じます。

その面で、全てをもちろん行政でということでは今日なかなかないというふうに思いますので、河村議員が今回、こうやって議場の場にでも御発信を頂きました。ぜひいろんな有志の方々が、今後どういうふうな形がよいのかというところの機運をそれぞれにまた盛り上げていっていただくことができればというような思いはございます。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 河村善一君。
- **〇9番(河村善一君)** 以上で、いろいろタイトな質問をさせていただきました。一つ一つ重要なことであっただろうと思います。これからもぜひ進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

〇議長(伊谷正昭君) これで一般質問を終わります。

○議長(伊谷正昭君) 暫時休憩をいたします。 2 時半まで休憩をさせていただきます。

休憩 午後2時13分 再開 午後2時30分

〇議長(伊谷正昭君) 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

○議長(伊谷正昭君) お諮りします。日程の順序を変更し、日程第3、議案第56 号から日程第6、議案第59号を先に審査をしたいと思います。これに御異議ござい ませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(伊谷正昭君) 異議なしと認めます。よって、日程順序を変更し、日程第3、 議案第56号から日程第6、議案第59号を先に審査することに決定をいたしました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(伊谷正昭君) 日程第3、議案第56号 愛荘町体育施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題にいたします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

〔教育次長 上林市治君登壇〕

○教育次長(上林市治君) それでは、議案第56号 愛荘町体育施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて御説明を申し上げます。

お手元の議案書、2ページをお願いいたします。

愛荘町体育施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて、愛荘町体育施設の指定管理者を次のとおり指名することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

1、公の施設の名称、所在地及び施設。

名称、愛荘町スポーツセンター。

所在地、愛荘町軽野甲100番地。

施設、1、秦荘グラウンド。2、秦荘体育館。3、秦荘武道館。

名称、愛荘町ふれ愛スポーツ公園。

所在地、愛荘町長野1973番地。

施設、1、野球場。2、多目的グラウンド。

名称、愛荘町愛知川体育館。

所在地、愛荘町愛知川13番地7。

名称、愛荘町愛知川武道館。

所在地、愛荘町愛知川13番地7。

名称、愛荘町豊国運動公園。

所在地、愛荘町東円堂1484番地。

名称、愛荘町宇曽川グラウンドゴルフ場。

所在地、爱荘町沖地先。

名称、愛荘町中央スポーツ公園。

所在地、愛荘町川久保145番地。

施設、1、天然芝グラウンド。2、人工芝グラウンドA。3、人工芝グラウンドB。

- 2、指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名。
- 1、所在地、滋賀県愛知郡愛荘町軽野甲100番地。
- 2、名称、愛荘町体育協会。
- 3、代表者、会長、宇野久七郎。
- 3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(伊谷正昭君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(伊谷正昭君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(伊谷正昭君) 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(伊谷正昭君) 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(伊谷正昭君) 全員賛成であります。よって、議案第56号 愛荘町体育施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(伊谷正昭君) 日程第4、議案第57号 令和3年度愛荘町一般会計補正予

算(第6号)を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監(青木清司君) それでは、横長の補正予算書をお願いをいたします。 表紙、めくっていただきまして、議案第57号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算 (第6号) でございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,600万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億6,665万1,000円とするものでございます。

第2条におきましては繰越明許費、第3条におきましては債務負担行為の補正、第 4条におきましては地方債の補正でございます。

まず、4ページをお願いをいたします。

第2条、第2表繰越明許費でございます。8款土木費、事業名が道路新設改良事業、 1,400万円の繰越しでございます。道路新設改良事業につきましては、町道愛知川 栗田線の道路改良事業でございますが、現在、国の重要文化財であります豊満神社の 四脚門の改修工事を県が実施をしております。その工事が来年1月末まで足場を撤去 できないというようなところから、道路改良事業を繰越しをするものでございます。 次に、5ページの第3条、第3表債務負担行為をお願いをいたします。

全部で13事業でございます。自家用電気工作物保安管理委託事業、令和3年度から4年度まで541万円でございます。庁用バス車両運行管理委託事業、令和3年度から4年度まで970万円。第2次総合計画後期基本計画策定業務、町民の意識調査や中学生のアンケート調査等、令和3年度から令和4年度まで315万7,000円。空家等対策計画策定、中間見直し業務、空き家の実態調査、台帳整備、また所有者確定とアンケート調査でございます。令和3年度から4年度まで1,000万円、国庫50万円の補助でございます。

次に、つくし保育園給食管理業務、令和3年度から8年度まで5年間、7,700万円。結核検診事業、令和3年から令和4年度まで317万5,000円。新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業、3回目の接種でございます。令和3年度から4年度まで6,475万1,000円。健康増進事業、各健診でございます。令和3年度から4年度まで2,206万9,000円。幼稚園小中学校健診事業、心電図、検尿等でございます。令和3年度から4年度まで595万1,000円。幼稚園の送迎バスリース

業務、令和3年度から9年度まで6年間ですが、夏休みの更新となります、4,791万6,000円。幼稚園送迎バス管理運営事業、令和3年度から8年度まで9,900万円。体育施設指定管理料、令和3年度から8年度まで2億500万円。学校給食調理、配送等業務、令和3年度から8年度まで5億3,955万円でございます。

次のページ、めくっていただきまして、6ページ、第4条の第4表地方債の補正で ございます。

まず、公共事業等債1,940万円を3,020万円、1,080万円の追加でございます。その下、地方道路等整備事業債2億5,430万円を2億3,500万円、1,930万円の減額でございます。利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。これは、国庫の社会資本整備交付金が追加交付をされたことから、借換えをするものでございます。

次に、9ページをお願いをいたします。

歳入のほうでございます。16款国庫支出金1目民生費国庫負担金1,214万4,000円の追加は、障害者自立支援給付費負担金215万2,000円、補助率2分の1でございます。

その下、障害児施設等給付費負担金999万2,000円、補助率2分の1でございます。

2目衛生費国庫負担金1,082万円の追加は新型コロナウイルスワクチン接種事業の負担金、補助率10分の10でございます。

4目民生費国庫負担金(過年度分)14万5,000円の追加は、障害者自立支援給付費負担金9万3,000円と児童手当負担金5万2,000円でございます。

次に、2項国庫補助金2目民生費国庫補助金247万2,000円の追加は、地域生活支援事業補助金2万6,000円と、子ども子育て支援事業費補助金244万6,00円で、それぞれ補助率2分の1でございます。

3目の衛生費国庫補助金913万7,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金529万2,000円と、健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業補助金384万5,000円で、ワクチン接種は補助率10分の10、標準化に向けた整備は補助率2分の1と3分の2でございます。

6 目土木費国庫補助金1,073万円は、社会資本整備総合交付金で、道路新設維持 事業に係ります追加交付で1,073万円でございます。 次、めくっていただきまして、15款県支出金の1目民生費負担金607万2,000円は、障害者自立支援給付費負担金107万6,000円、補助率4分の1。障害児施設等給付費負担金499万6,000円は、補助率4分の1でございます。

次に、2項県補助金2目民生費県補助金地域生活支援事業補助金1万3,000円の 追加、補助率4分の1でございます。

5目農林水産業費県補助金396万円の追加は、土地改良事業補助金、西部地域で ございます。補助率10分の10でございます。

10目教育費県補助金170万6,000円の追加は、東京2020オリンピック聖火リレーの市町村交付金分で、補助率10分の10でございます。

次に、18款繰入金1目財政調整基金繰入金4,916万2,000円は、財政調整 基金の繰入れ財源調整でございます。

20款諸収入5目雑入は、後期高齢者医療広域連合負担金の返還金で1,814万5,000円でございます。

21款町債1目総務債1,080万円の追加は、公共事業債等債でございます。

4目の土木費につきましては、地方道路等整備事業債で1,930万円の減額でございます。

次に、12ページ、歳出をお願いをいたします。

まず、2款総務費6目企画費委託料319万円につきましては、総合計画策定業務 委託料でございます。

7目電子計算費 8 7 2 万 4,000円につきましては、電算システム開発業務委託料 8 7 2 万 4,000円で、健診結果の活用、児童手当の現況届の廃止等に係りますシステム改修でございます。これは、国のほうから 6 2 9 万 1,000円の補助がついております。

次、3款民生費2目老人福祉費につきましては、介護予防マネジメントの委託料3 1万円でございます。

8目障害福祉費3,025万6,000円の追加につきましては、1,825万5,000円の国2分の1、県4分の1の補助でございます。11節の役務費4万1,000円につきましては医師の診断の意見書等の手数料、19節扶助費2,434万1,000円につきましては聴覚障害者意思疎通支援事業で、手話通訳の利用者の増によるものでございます。介護給付訓練等給付事業費430万4,000円、障害児施設等給付

事業費1,998万4,000円の追加でございます。

あと、22節の償還金利子及び割引料587万4,000円につきましては、過年度 負担金返還分545万円、補助金の返還金20万6,000円、補助金等の返還金(新型コロナ対策分)でございますが、21万8,000円の追加でございます。

次、10目福祉センター費798万2,000円の追加につきましては、10節需用費154万円は施設の修繕料、12節委託料184万2,000円は愛の郷、いきいきセンターのエアコン修理の設計監理業務の委託料、18節負担金補助及び交付金220万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の指定管理者への助成金、けんこうプールでございます。21節補償補塡及び賠償金240万円は損失補償金(新型コロナ対策)としまして、けんこうプール分でございます。

次に、1目児童福祉費6万円の追加は、補助金等の返還分(新型コロナ対策)で、 子育て世帯臨時特別給付金の精算によるもので、6万円の追加でございます。

2 目児童福祉費(措置費) 5 万 1,0 0 0 円の追加は、児童手当負担金の精算による もので 5 万 1,0 0 0 円の追加でございます。

4目保育園費41万3,000円の追加につきましては、光熱水費、つくし保育園の電気代の追加でございます。

次、4款衛生費4目保健衛生総務費11万4,000円の追加につきましては、豊郷病院小児科医師確保対策の負担金で、発達障害の調査が3回から4回に1回増えた分で11万4,000円でございます。

次、2目の予防費でございます。新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の3回目接種への対応ということで、18歳以上でございます。1,611万2,000円の追加で、10分の10の国庫補助でございます。

まず、報酬は、報酬118万6,000円、職員手当等12万4,000円、共済費12万4,000円につきましては、会計年度任用職員の雇上料でございます。

報償費889万6,000円につきましては医師等への謝礼でございます。旅費3万8,000円は費用弁償、10節の需用費67万8,000円は消耗費、11節の役務費308万2,000円につきましては接種券の送付等でございます。12節の委託料163万1,000円につきましては、システム改修に係ります委託料。

次、めくっていただきまして、13節使用料及び賃借料35万3,000円につきましては、フリーザーの停電バッテリーのリース料でございます。

次、6 款農林水産業費 5 目農地費 4 1 7 万 7,000円の追加は、県補助396万円でございます。12節委託料は、西部地域の土地改良事業の基本構想の策定業務396万円の委託料、18節負担金補助及び交付金21万7,000円につきましては、土地改良事業の補助金、町内5か所の土地改良施設の補修で、30%補助分21万7,000円でございます。

7 款商工費 2 目商工振興費 1,5 0 3 万 8,0 0 0 円。 1 1 節の役務費は、新型コロナ対策の申請分通信運搬費に 3 万 8,0 0 0 円。 1 8 節の負担金補助及び交付金 1,5 0 0 万円は、事業継続支援金で 1 0 万円掛けるの 1 5 0 件分の追加でございます。

次、8節土木費2目道路新設改良事業費422万1,000円につきましては、国697万7,000円の補助でございます。16節公有財産購入費は、道路改良工事に伴います用地取得費でございます。

次、3目道路維持費につきましては、国庫375万3,000円と、地方債の借換えによります財源調整でございます。

次、土木費の2目下水道費1,623万円につきましては、下水道事業会計への繰出 金でございます。

10款教育費4目学校建設費250万3,000円の追加につきましては、幼小中の施設修繕料ということで、秦荘東小学校、秦荘中学校の各修繕でございます、250万3,000円。

次に、1目学校管理費391万9,000円は、それぞれ各学校、愛知川東小学校、愛知川小学校、秦荘西小学校のコロナの換気によります電気代の増でございます。391万9,000円でございます。

次、めくっていただきまして、1目の学校管理費で、秦荘中学校の、これも電気代の不足によります78万7,000円の追加でございます。

次、1目の保健体育総務費は、県補助の170万6,000円を財源更正で東京オリンピックの聖火リレー分でございます。

3目給食費191万9,000円の追加につきましては、給食センターの電気代の不足によるものでございます。

次の17ページからは、給与費の明細書、19ページへと続くものでございます。 以上、一般会計の補正予算でございます。よろしくお願いをいたします。

〇議長(伊谷正昭君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。西澤桂一君。

〇4番(西澤桂一君) 4番、西澤です。質問というよりも確認なんです。

実は、5ページに債務負担行為というのがあります。ほんで、下から4行目に幼稚園の送迎バス、リース料金というような。ほんでこれ、この間の全協のときに年間958万3,000円、これを5年分というようなことで4,791万6,000円と、こういうような御説明を受けておりますので、今日はこれ、6年間、書いているとおりということになっているんですけども、ちょっとその前回と今回の説明の相違というところを確認をさせていただきたいと思います。

- 〇議長(伊谷正昭君) 総務政策監。
- ○総務政策監(青木清司君) 申し訳ございません。幼稚園の送迎バスのリースにつきましては、8月の夏休みに更新時期とさせていただいておりますので、来年の8月から9年の8月までということで実質は5年間になるわけですが、年度区分でいいますと9年度までになるというようなことになりますので、よろしくお願いいたします。
- **〇議長(伊谷正昭君)** ほかにありませんか。辰己 保君。
- O13番(辰己 保君) 12ページに関わって質疑を行います。

説明では、12ページの2款総務費1項総務管理費目の電子計算費に関わって、電算システム開発業務委託料872万4,000円が、説明ではマイナンバーへのひもづけという開発業務の委託という解釈で聞き取っています。

そこで、一般質問でも一定明らかにされているわけですが、デジタル庁の発足に伴って動きが起こってくるというところで、非常に一般質問でも明らかにされているように、民間に情報を提供して、そして、経済の活性化を図っていくというような、まさにそのとおりなんですが、そういうところで、結局は本町の個人情報が、どのように保護は担保されているのかというところで、具体的に担保をどのようにしていくのか、保護の担保について答弁を頂きます。

もう1点、一般質問の質疑の中で、副町長は言うたらデジタル庁の思いに進めていく上でも、本町ではそうした技術というか、そういった職員が不足しているというふうな答弁があったわけです。今、それでもデジタル庁が指示をしているのが、各市町にそうした専門家というか、それを出向させていくということが今、言われているわけで、そういう計画があるのか。この2点について聞いておきます。

〇議長(伊谷正昭君) 暫時休憩します。

休憩 午後2時56分再開 午後2時57分

〇議長(伊谷正昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

- 〇議長(伊谷正昭君) 経営戦略課長。
- **〇経営戦略課長(生駒秀嘉君)** それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員、言っておられますのは、マイナンバー等に係ります個人情報の担保というところでございますけれども、基本的には、愛荘町におきましては個人情報保護条例ということで定義をさせていただいている中で、個人情報全般ですけれども、いろいろと定めたものがございますので、それに基づいて安全保護措置を取らさせていただいております。それと、マイナンバーにつきましては、国のほうで行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、俗に言います番号法というものでございますけれども、これに基づきまして、関係する地方自治体等については安全保護措置を取っているというようなところでございます。

以上でございます。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 副町長。
- **〇副町長(中西 功君)** 人材の関係についてお答えをさせていただきます。

今、県のほうに、いきいき交流ということで、県と町との人材の交流をしておりますが、当町から県に派遣されております職員が県庁の情報政策課というところで、そのシステムについて、今勉強といいますか、現地で研修させていただいているということでありまして、その人材が来年4月に戻ってくる予定でございますので、そういった人材の活用もさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 13番、辰己 保君。
- ○13番(辰己 保君) 13番。ということは、自分たちが今、資料調べをしていると、本町のように小さな町ではなかなか当然、本町も、国のほうも、出向させていくまで人材的に、そこはないと思うんですよね。だから、一応基本はそれなりに先行させていくために、出向させていくと。250人から200人体制ぐらいでデジタル推進を図っていくということなんです。今、その任務は、本町の場合は今、出向というか、県に行っていただいている職員が戻ってきて、そこで一定専属的にそういう事

業をすると。でも、読んでいると、あらゆる分野にということが言われていますので、 非常に町の負担になってくるとは予測はできます。

経営戦略課長が今答弁してくれたように、マイナンバー法に基づいたら保護がされていると言うんですが、デジタル庁の発足と同時に動きがどんどんと変わってきているんです。一般質問でもそこは明らかにされたんですよ。個人情報が民間で活用して、そして経済の活性化を図っていこうというふうな議論がされているんですよね。ですから、全体的に、全般的な言い方でという断りを入れた答弁をされているんですが、本当にこの場合はどういうようになるんですか。個人情報を収集するときに、本人の承諾を得る場合って、どんなケースが考えられるんですか。そのところを確認しておきたいと思います。

- 〇議長(伊谷正昭君) 経営戦略課長。
- ○経営戦略課長(生駒秀嘉君) 活用につきましては、マイナンバーの部分でお聞きしていただいているという部分でございますけれども、基本的には必要な部分の、例えば地方公共団体が事務に使う場合につきましては、国のほうで一括管理、情報しているわけではないので、それぞれ地方自治体が必要な情報を、必要な情報の自治体に請求をすると、国の中間サーバーのところに、今情報が符号でいくということになりますので、国の管理する中間サーバーのところに情報をもらいにいくということで、直接、セキュリティー上については、あまり問題ないのかなというふうに考えております。
- **〇議長(伊谷正昭君)** ほかに質疑ありますか。2番、村西作雄君。
- **〇2番(村西作雄君)** 2番、村西です。

1点、14ページの農地費の委託料の件でお尋ねをしたいと思います。さきの全協 で御説明いただきました。西部地域の土地改良事業、ほ場整備を計画するに当たって の基本構想を立てるための委託料だというような説明、そして、あわせて、できれば これを県営で事業実施もしていきたいというような説明も頂きました。

確かに、場所的には長野とか川原とかというお話だったと思うんですけれども、西部地域は、秦荘地域はもうほ場整備ができてから40年、45年、愛知川、豊国地区もしかりだと思うんですけれども、あれから数10年、4、50年たっている中での今でのほ場整備という中で、地主の考え方とか、農業に取り組む意欲とか、そういったものも4、50年前とは雲泥の差があるというふうに思うんです。そういった中で、

一定、土地改良事業でありますので、事業主負担というんですか、地主負担、工事費に対する負担は付き物だというふうに思います。そういった中で、説明としては、この基本構想の図面でもって、地域に回って理解を得ていくんだというようなお話もありました。

加えて、説明はなかったんですけど、私はこれ、不飲川の改修とかというのにも、 やっぱりこの計画を入れていくことによって、改修がより一層進むのではないかなと いうような淡い期待も抱いているわけですけれども、数10年前に行ったほ場整備の 時代と今の時代から比べて、地主負担、工事費負担がある中で、どのような進捗、遂 行をしていこうというふうな思いを持っておられるかということについて、お尋ねを したいと思います。

〇議長(伊谷正昭君) 総務政策監。

○総務政策監(青木清司君) 幾つか御質問を頂いたわけですが、まず、西部地域ということで、長野、それから川原、8号線からJRまでの一帯ということになりますが、そこをまず大字単位で巻くといいますか、範囲を決定をさせていただいて、そこでまた所有者なり反別、そういったものの整理をしていくための1つの構想の委託料というところでございます。

これも、例えば今で言いますと、ドローンを飛ばしたりしながら、上からの撮影も含めて、どういうような農地、土地形成をつくっていくかというようなところをまず、地元の方が膝を突き合わせて話をしてもらえる準備の材料というところで今、これをつくらせていただくというところでございます。30年、40年前とは農業の考え方も確かに変わってきていると思いますが、まだやはり、あそこの西部地域については農地としてかなり残っております。それが不整形なところも長野、愛知川河川沿いにはございます。地元の方も、やはりここをきちっと整理して、農業として頑張っていきたいというような地元の請願も頂いているところから、行政としても、県のほうと今、話合いをさせていただいているところでございます。これにつきましても、計画どおりに進むかどうかは分かりませんが、取りあえず、その住民の農家の方とお話をさせていただくために、今回その図面を作らせていただきたいというところでございます。

そして今、御意見いただきました不飲川ですが、これにつきましても、不飲川、それから愛知川右岸道路、それから神郷彦根線、それから一部、町でも新設道路を考え

ているところがございます。そういったものもこの図面に落としまして、この西部地域の土地利用をどのように考えていくかというようなところをいろいろお話をさせていただきたいなというところで、この委託料を国の10分の10、土地改良事業であればというようなことでございますので、それで作成をさせていただくというところでございます。

以上でございます。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 2番、村西君。
- **〇2番(村西作雄君)** ありがとうございます。

こういった大きな計画をすることによって町の、まだまだ改修とかいろんな神郷線の問題とか、西部地区の開発のいろんな条件が一体的に解消できれば、町としてもこの事業に取り組む価値は大いにあるというふうに思います。今、所管のほうから、政策監のほうから、どうなるか分からんけどという言葉があったのかどうかちょっと分かりませんけれども、やってみるにはというようなお話でしたけれども、ぜひともこれ、絵に描いた餅にならないように、しっかりとした計画で地域に下ろして、地域の方がやっぱりやっていこう、一緒にやっていこうというような思いをされるような、意欲も持ってほしいなというふうに思いますけれども、町長、この件についての町としてのお考え、再度お聞きしておきます。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 町長。
- ○町長(有村国知君) 今ほど村西議員もおっしゃっていただきましたけれども、こういうビジュアルにして、図面もこうなるんだ、これを仮にドローン等々で撮ったというような画角が撮れるのであれば、こういう形になるんだということでより具体にイメージとして皆さんに視認も頂けるものでございますので、その上でこういう部分だったら確かにやっていこうというような機運をつくっていく大事な資料になっていくかというふうに思っておりますので、これ、ぜひとも進めてまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(伊谷正昭君) ほかに質疑ありませんか。

「「なし」の声あり〕

〇議長(伊谷正昭君) これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。13番、辰己君。

〇13番(辰己 保君) 13番、辰己。一般会計補正予算(第6号)に対して反対

をします。

反対の趣旨は、今、デジタル庁が設置されて、その進行に、進み方に非常に自治体への負担、同時に愛荘町民の個人情報の保護の担保、こうした観点から反対を行うということです。補正予算の示されているその事業、事務事業に反対をするというものではありません。

では、討論を述べさせていただきます。

電算システム開発業務委託料は、児童手当の現況届を廃止をすることで、マイナン バーに連携していくための開発業務という説明を受けました。そこで、今、国が目指 そうとしているこうした流れをあえて討論で訴えかけ、皆さんとその問題を共有して いきたいという立場で論じます。

マイナンバーカードを取得していない町民も連携するというシステムになります。 それは、町民にとっては、自身の個人情報がどれだけ入力され、知らないところで公開されているのか、不安と疑問を抱くしかありません。町民からすれば、町個人情報保護条例が遵守されているのか、目的外利用の保護が担保されているのかという不安は付きまといます。政府の規制改革推進会議は、2万2,000件ほどある行政手続の98%を2025年までにオンライン化する目標を掲げて進めています。

その結果、自治体に重い負担を押しつけることになってきます。マイナンバーカードを押しつけるため、行政手続のオンライン化や押印廃止など、行政手続の効率化が進められていますが、それは行政と住民とをつなぐ役所の窓口業務の削減と一体であり、適切な住民サービスが受けられなくなる危険性があります。そのことは、デジタル化についていけない住民には不便な窓口業務となっていきます。現在のマイナンバー制度は社会保障、税、災害対策にのみ使用が認められていますが、それを運転免許証をはじめ預貯金口座など、次々と一体化やひもづけを進める考えです。

岸田政権のデジタル政策は、デジタル田園都市国家構想実現会議やデジタル臨時行政調査会、さらにはデジタル社会推進会議で議論して進めようとしていること。それらは、企業が個人情報を利用しやすくするための環境整備です。岸田政権は、規制緩和を進め、個人情報を大企業のもうけに利用することで、日本の経済的な回復と地位の向上を実現しようとしています。個人情報が保護されるどころか、大企業の利益のために個人情報を提供するという非常に恐ろしいことが進められています。

9月に発足したデジタル庁は、全ての省庁だけでなく、愛荘町にも勧告権で口を挟

むことができる強力な権限を持っています。中央集権体制をつくり、国民監視を進めることを狙っています。各自治体に産業、地域、行政の各分野の実行計画の作成を求めてきています。国民の暮らしに役立つデジタル化に反し、自治体が個人情報を企業に明け渡さないように、愛荘町個人情報保護条例や要配慮個人情報の収集の禁止の徹底を担保できる仕組みづくりが求められています。

こうした状況の中で、私たち独立した議会としても、個人情報の保護の取組を行う ことを促して、反対討論といたします。

- **〇議長(伊谷正昭君)** 次に賛成討論はありませんか。 9番、河村善一君。

今回の補正予算につきましては、3回目の新型コロナウイルスワクチンの接種に伴う事務事業経費の計上、障害者自立支援給付事業における訪問系、居宅系サービスの利用者及び障害児施設等給付事業における放課後等デイサービスの利用者の増による扶助費の計上、第2次総合計画後期基本計画策定や町西部地域における土地改良事業の基本構想を策定する委託料の計上、土地改良施設の緊急補修工事に対する補助金の計上、教育施設やけんこうプールにおける設備等の修繕費の計上など、各種事業の進捗状況を踏まえた補正となっております。

今後も新型コロナウイルス感染症から住民生活を守るため、万全の対策を行っていただくとともに、年度も3分の2が過ぎ、各事業の仕分を行う時期に入ってまいりますので、今後も引き続きさらなる適正な予算執行、予算管理をお願いし、議員各位におかれましても御賛同をお願いしまして、賛成討論を終わります。

以上です。

〇議長(伊谷正昭君) ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(伊谷正昭君) これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸 君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊谷正昭君) 起立多数です。よって、議案第57号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決されました。

〇議長(伊谷正昭君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時17分 再開 午後3時18分

〇議長(伊谷正昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎護案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(伊谷正昭君) 日程第5、議案第58号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長(森 まゆみ君) それでは、議案第58号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について御説明を申し上げます。

補正予算書の20ページをお開きください。

令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めると ころによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ281万2, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,429万3,0 00円とするものでございます。債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為は第2 表債務負担行為によるものでございます。

23ページの第2表債務負担行為をお開きください。

特定健康診査等事業としまして、国民健康保険加入者の40歳から74歳の方を対象に健診を実施するに当たり、日程等の調整を行うため、令和4年度予算成立までに業者選定を行う必要があるため、1,484万6,000円を限度額として債務負担をお願いするものでございます。期間は令和3年度から4年度まででございます。

26ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、未就学児に係る被保険者、均等割額の減額措置に 伴うシステム改修と、総合健康づくり推進事業の委託の増額に伴い補正をお願いする ものでございます。

まず、歳入の部でございます。7款県支出金2項県補助金3目保険給付費等交付金

のうち、特別交付金の市町村分として264万円を追加するものでございます。令和4年4月1日から施行される未就学児童に係る被保険者均等割額の減額措置に伴うシステム改修経費に対し、10分の10の補助率で特別調整交付金が交付されることから追加するものでございます。

11款繰越金1項繰越金2目その他繰越金の前年度繰越金に17万2,000円を 追加するものでございます。保健事業である人間ドック、脳ドックの申請者の増加に よるものでございます。

27ページをお願いをいたします。

歳出の部でございます。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費12節委託料については、未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置に対応するためのシステム改修として264万円を追加するものでございます。

8款保健事業費1項保健事業費2目疾病予防費12節委託料については、保健事業である人間ドック、脳ドックの申請者の増加により17万2,000円を追加するものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〇議長(伊谷正昭君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

「「なし」の声あり〕

〇議長(伊谷正昭君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(伊谷正昭君) 討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸 君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(伊谷正昭君) 全員起立であります。よって、議案第58号 令和3年度愛 荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(伊谷正昭君) 日程第6、議案第59号 令和3年度愛荘町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監(青木清司君) それでは、続きまして、補正予算書28ページをお願いをいたします。

議案第59号 令和3年度愛荘町下水道事業会計補正予算(第1号)でございます。 第1条で、補正予算は次に定めるところによる。

第2条によりまして、その下の表でございますが、第1款下水道事業収益、収入で ございますが、1,714万4,000円を追加をいたしまして12億1,483万円に、 また、支出の第1款下水道事業費を1,884万5,000円を追加をいたしまして1 0億5,941万2,000円に予定額を定めるものでございます。

37ページをお願いをいたします。事項別の明細でございます。

まず、収入でございます。 1 款下水道事業収益 2 項営業外収益 2 目他会計補助金 1 万 6,230 円。

そして、2目他会計補助金1,623万円でございます。これは一般会計からの繰入 金でございます。

3目長期前受金戻入91万4,000円でございます。

次、めくっていただきまして38ページ、支出でございます。

1 款下水道事業費用1項営業費用2目総係費133万円の追加で、貸倒引当金の繰入金でございます。

3目流域下水道管理運営費負担金1,575万6,000円は、琵琶湖流域下水道維持管理の負担金の増によるものでございます。4目減価償却費128万5,000円の追加、2項営業外費用3目雑支出につきましては47万4,000円の追加で、下水道使用料の還付金でございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

〇議長(伊谷正昭君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(伊谷正昭君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(伊谷正昭君) 次に賛成討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(伊谷正昭君) 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(伊谷正昭君) 起立全員であります。よって、議案第59号 令和3年度愛 荘町下水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

〇議長(伊谷正昭君) 暫時休憩をいたします。

休憩 午後3時28分

再開 午後3時28分

〇議長(伊谷正昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(伊谷正昭君) お諮りします。ただいま議案1件が提出をされました。これより日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。 [「異議なし」の声あり]

〇議長(伊谷正昭君) 異議なしと認めます。よって、議案1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎護案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(伊谷正昭君) 追加日程第1、議案第60号 令和3年度愛荘町一般会計補 正予算(第7号)を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監(青木清司君) それでは、横長の補正予算書で一般会計補正予算(第7号)をお願いをいたします。今回の補正につきましては、感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯を支援する取組として、児童手当受給対象者等の子育て世帯へ臨時特別給付金を支給するものでございます。

それでは、内容のほうに入らせていただきます。

歳入歳出予算の補正第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億265 万1,000円とするものでございます。 6ページをお願いをいたします。

まず、歳入でございます。14款国庫支出金2目民生費国庫補助金4億3,600万円でございます。子育て世帯の給付事業費補助金4億3,100万円と事務費の補助金500万円、合わせて4億3,600万円、補助10分の10でございます。

次のページ、7ページをお願いします。

歳出でございます。3款民生費1目児童福祉総務費でございます。これは子育て世 帯臨時特別給付金事業の経費でございまして、補助率10分の10でございます。

まず、報酬35万1,000円、職員手当等6万円、共済費5万8,000円、旅費 1万3,000円につきましては、会計年度任用職員の雇い上げ分でございます。

次に、需用費、消耗品分18万4,000円は、封筒等の印刷製本費に3万円でございます。11節の委託料129万4,000円につきましては、封筒の郵送料55万5,000円と振込手数料73万9,000円でございます。12節の委託料はシステム開発委託料300万円でございます。13節使用料及び賃借料1万円はコピーの使用料でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、中学生3,620人、高校生690人を対象とした合わせて4,310人に10万円の給付ということで4億3,100万円の計上でございます。

次のページ、8ページからは給与費の明細書になりますので、御確認を頂きたいと 思います。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

- **〇議長(伊谷正昭君)** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。11番、瀧 すみ江君。
- **〇11番(瀧 すみ江君)** 11番、瀧 すみ江です。

この国の子育て世帯臨時特別給付金ですが、私のほうで得た情報によりますと、地方自治体の判断次第で10万円を一括現金給付が可能であるという情報も得ています。このようなことが、一括10万円給付、現金給付できれば、町民の立場を考えても、職員の方の負担軽減の面からいっても、一括給付にこしたことはないと思います。それで、愛荘町におきましては、10万円の一括現金給付を進めていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

- 〇議長(伊谷正昭君) 総務政策監。
- **〇総務政策監(青木清司君)** 国の今の給付金につきまして、本日、今でございます。

もう終わったかもしれませんが、クーポン券の給付の場合の説明会をやっているところでございます。その中におきましてでございますが、5万円を分ける理由といたしましては、年末までの対応をするものに5万円、そして4年春の卒業、そして入学、新学期に向けての支援ということで、クーポンを給付を開始する、5万円分の給付を開始するというようなところでございます。今現在、そのクーポンにつきましては、理由があるものに限り現金給付を可とするというところで説明を頂いているところでございます。

今御質問のありました、両方を一体化して10万円の現金支給ということは、国として原則想定していないというような、今現在の説明でございます。ただ、愛荘町今、提案をいたしました一般会計の補正予算については、10万円分を予算に計上させていただいておりますので、その辺については、今後の国の動向なり、近隣市町の動向を注視しながら実施をしていきたいなというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長(伊谷正昭君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(伊谷正昭君) これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(伊谷正昭君) 次に賛成討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(伊谷正昭君) 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸 君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(伊谷正昭君) 起立全員であります。よって、議案第60号 令和3年度愛 荘町一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決されました。

〇議長(伊谷正昭君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時35分

再開 午後3時35分

〇議長(伊谷正昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

〇議長(伊谷正昭君) お諮りします。ただいま議提1件が提出をされました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(伊谷正昭君) 異議なしと認めます。よって、議提1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎議提第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(伊谷正昭君) 追加日程第1、議提第15号 愛荘町議会改革条例の一部を 改正する条例を議題にいたします。

提案者の説明を求めます。4番、西澤桂一君。

〇4番(西澤桂一君) 愛荘町議会改革条例の一部を改正する条例。

この趣旨につきましては、今までにも再三説明をしているところでございますので、 本日はその条例等につきまして提出いたしました内容を御説明いたします。

議定第15号 愛荘町議会改革条例の一部を改正する条例。

上記の議案を愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出をする。

令和3年12月3日。

提出者、愛荘町議会議員、西澤桂一。賛成者、愛荘町議会議員、村田定。賛成者同、髙橋正夫。賛成者同、外川善正。賛成者同、竹中秀夫。

愛荘町議会議長、伊谷正昭様。

愛荘町議会改革条例の一部を改正する条例。

愛荘町議会改革条例(平成26年愛荘町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中、本会議の次に「(議案審議、一般質問)及び」を加え、「適宜処理 経過等の報告を求めるものとする」を「議長はその都度、町長に対して6か月以内に 書面で回答するように求めるものとする」に改める。

付則としまして、この条例は令和4年3月5日から施行する。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長(伊谷正昭君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(伊谷正昭君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(伊谷正昭君) 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(伊谷正昭君) 討論なしと認めます。

これより議提第15号を採決します。本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(伊谷正昭君) 起立全員であります。よって、議提第15号 愛荘町議会改革条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長(伊谷正昭君) お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。 御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(伊谷正昭君) 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに 決定をしました。

お諮りします。議事の都合により、12月4日から12月16日までの13日間を 休会をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(伊谷正昭君) 異議なしと認めます。よって、12月4日から12月16日 までの13日間、休会とすることに決定をしました。

本日はこれで延会をします。再開は、12月17日金曜日です。当日は午前9時から全員協議会、午前10時から本会議を再開する予定です。よろしくお願い申し上げます。

また、議会運営委員会は12月16日木曜日13時30分から開催をしますので、 よろしくお願い申し上げます。

本日はこれで延会します。大変皆さん方、御苦労さんでした。

延会 午後3時40分